

坂出市環境基本計画 (中間見直し版)



平成 28 年度(2016)～令和 7 年度(2025)

香川県坂出市

目 次

第1章 計画の基本事項	
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
5. 中間見直しの方針	5
□ ゼロカーボンシティ宣言	6
第2章 地域概況	
1. 自然的状況	7
2. 社会的状況	11
3. 環境関連法令	18
第3章 環境の現状	
1. 生活環境	19
2. 自然環境	31
3. 快適環境	32
4. 資源循環	38
5. 地球環境	43
第4章 基本理念と目標	
1. 坂出市の環境の課題	47
2. 基本理念	49
3. 将来像の具体的目標	49
第5章 目標実現のための施策	
□ 持続可能な開発目標（SDGs）	51
□ 地域循環共生圏	52
1. 快適な生活環境の確保	53
2. 豊かな自然環境の創造	57
3. 美しい景観の創造	58
4. 循環型社会の構築	60
5. 地域からの地球環境保全	62
6. 市民参加の環境保全	64
第6章 環境配慮指針	
1. 市民の環境配慮指針	66
2. 事業者の環境配慮指針	68
第7章 計画の推進	
1. 推進体制の整備	70
2. 計画の進行管理	71



第1章 計画の基本事項

1. 計画の趣旨

我が国は、急速な工業化や都市化、ライフスタイルの変化に伴い、様々な環境問題を引き起こしてきました。高度経済成長期の1960年代から1970年代までは、地域的に限定された産業公害が中心でしたが、1980年代以降は、酸性雨のような広域的な環境問題が顕在化し、さらにオゾン層の破壊や気候変動など地球規模の環境問題に拡大しています。

そのため、社会の目指す方向として、「持続可能な開発」の考え方が広がってきました。この考え方は、「環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成立するもので、持続的に発展するためには環境の保全が必要不可欠である」という考えに立脚するものです。

平成27年には、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」など、世界を巻き込む国際的合意が採択されました。

我が国においては、公害対策基本法と自然環境保本法を二つの柱とするこれまでの環境行政の枠組では不十分となり、平成5年に環境基本法が制定されました。その翌年の平成6年には第一次環境基本計画が策定され、平成12年に第二次、平成18年に第三次、平成24年に第四次、平成30年に第五次環境基本計画がそれぞれ策定されています。

第五次環境基本計画では、気候変動、生物多様性の損失、資源に対する需要拡大に伴う環境負荷の増大などの喫緊の課題に対して環境政策の展開を図り、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、「循環」「共生」「低炭素」を同時に実現する循環共生型の社会を、目指すべき持続可能な社会の姿としています。

本市では、昭和47年に「坂出市公害防止条例」を制定しましたが、環境を巡る国内外の動向を踏まえ環境施策を総合的・計画的に推進するための新たな枠組みを確立することが急務となってきました。このため、平成15年に環境政策に関する基本理念や基本方針を示した「坂出市環境基本条例」を制定しました。

本計画は、坂出市環境基本条例の基本理念である「快適な環境の保全と創造」を具体化するため、平成28年3月に策定し、計画の推進主体とその役割、将来像の具体的目標、目標実現のための施策などを定め、取組を進めてきました。

このたび、環境に対する国内外の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の中間見直しを行うものです。



2. 計画の位置づけ

本計画は、「坂出市環境基本条例」第8条に基づく地域の環境に関する総合計画であるとともに、「坂出市まちづくり基本構想」を環境面から推進する部門別計画として位置づけられるものであり、本市が策定する他の個別計画や事業等に対して、環境の保全および創造に関する総合的で長期的な目標と施策の基本的方向を定めるものです。

また、関連法令や上位計画に当たる国・県の環境基本計画、および坂出市まちづくり基本構想等とは次のような関係になります。

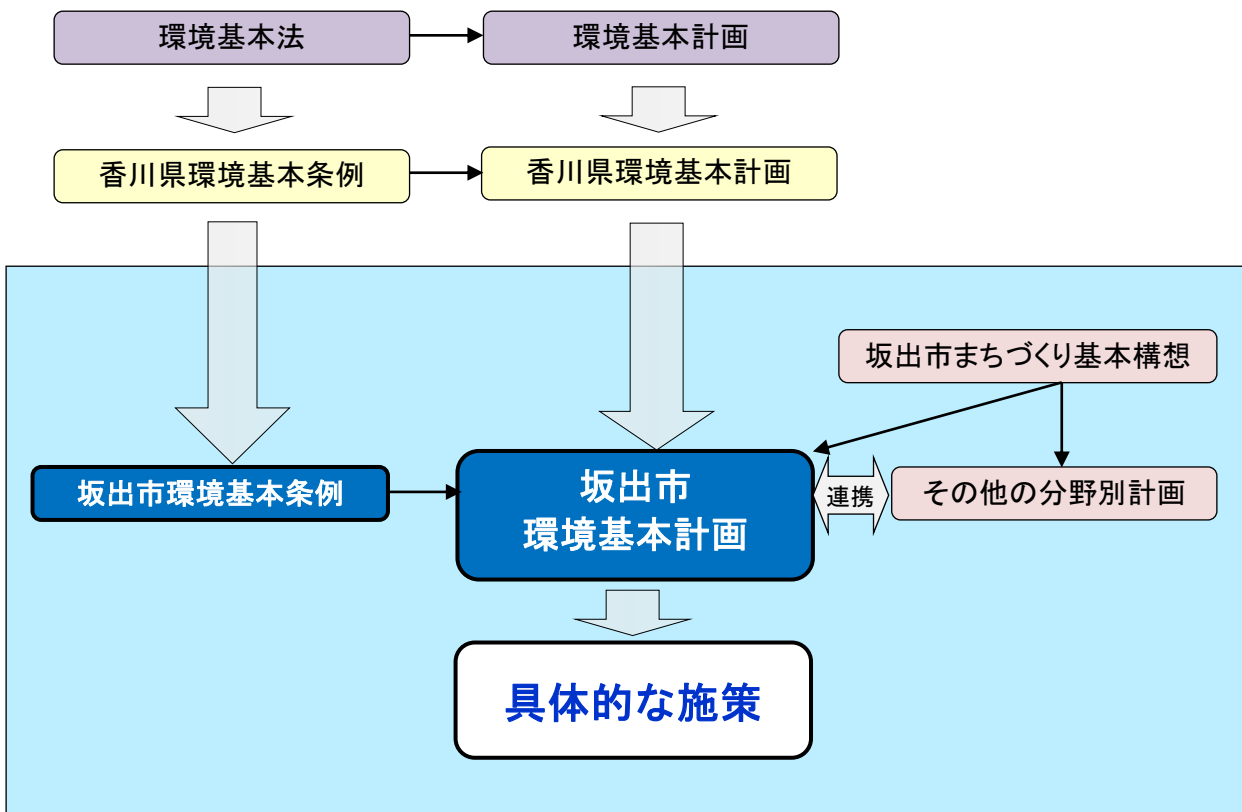


図1 環境基本計画の位置づけ

3. 計画の期間

計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

また、計画の進捗状況や社会情勢、市民ニーズ等に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

4. 計画の対象

(1) 推進主体とその役割

本計画で掲げた基本理念や目標を実現するため、市民・事業者・行政それぞれが計画の推進主体となります。各主体は次のような役割を担います。

【市民の役割】

市民は、日常生活で資源の有効利用、エネルギーの節約、ごみの減量やリサイクルなどに努め、水質汚濁防止、環境美化などに心がけて、良好な環境の保全と創造に自主的に取り組み、住み良い環境づくりを進める必要があります。

環境にやさしいライフスタイルの確立に努めるとともに、本市が実施する環境施策に積極的に参加することが求められます。

【事業者の役割】

事業者は、地域社会の一員として、環境への負荷が少ない社会を形成する役割を担います。このため、製造・加工・流通・販売等の各段階において環境への影響を十分に検討し、公害の防止、再生資源の使用、リサイクルの推進などに積極的に取り組む必要があります。

事業活動は環境に与える影響の大きさを十分に認識して、本市が実施する環境施策へ積極的に参加することが求められます。

【行政の役割】

行政は、市民共有の財産である環境資源を適切に保全し、豊かで快適な環境の保全と創造を図る責務を有しています。

このため、本市が自ら行う施策では、構想・計画・実施等の各段階で、率先して環境に配慮した行動をとる必要があります。また、市民や事業者が自主的な取組を行えるよう支援し、環境に関する情報の提供や環境教育・学習を推進し、地域と一体となった環境施策を進める必要があります。

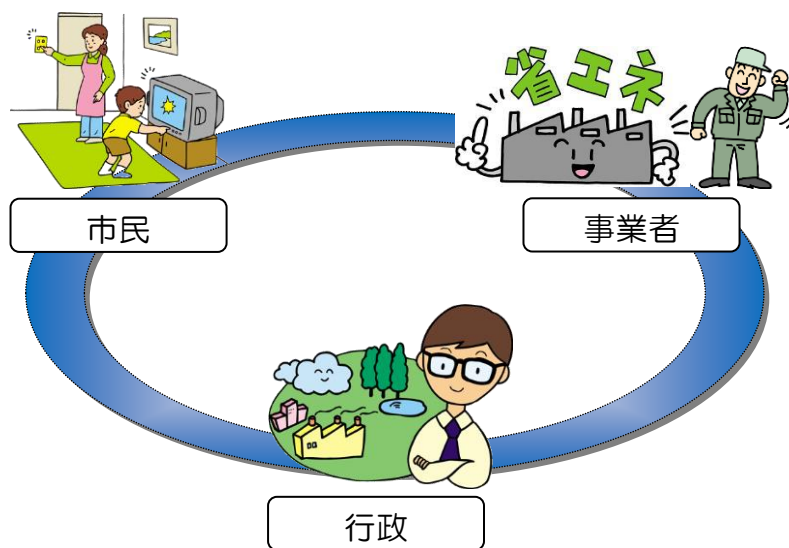


図2 地域と一体となって取り組む環境施策

(2) 対象地域

対象とする地域は坂出市全域とします。

ただし、自然環境や地球環境などに関する事項については、県や周辺市町などと連携し、広域的に計画を実施することが必要です。そのため広域的な連携についても計画に盛り込みます。

(3) 環境の範囲

本計画で取り組む環境の対象範囲は、地域的な環境要素から地球全体に広がる環境要素とします。

表1 環境の対象範囲

環境範囲	環境要素
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など
自然環境	風致地区など
快適環境	都市公園、文化財・天然記念物など
資源循環環境	一般廃棄物、上下水道など
地球環境	気候変動、酸性雨など



写真1 坂出市市民広場

5. 中間見直しの方針

気候変動をはじめとする地球規模の環境の危機的状況に対し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が2015年に国連サミットにおいて採択され、また、同年にCOP21（国連気候変動枠組条約締約国会議）において採択されたパリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満にする目標を設定し、1.5℃に抑える努力を追求することが示されました。2018年にはIPCC（国連の気候に関する政府間パネル）の特別報告書において、パリ協定の目標を達成するためには、「2050年度までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されるなど、環境における国際的な大きな動きがありました。

国内では、2018年に国が第五次環境基本計画を策定したほか、「2050年度までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを目指す」と表明する自治体（ゼロカーボンシティ）が増加し、2020年には政府が脱炭素化（カーボンニュートラル）社会を2050年度までに実現すると宣言するなど、脱炭素化に向けた動きが活発になっています。

本市においては、将来のまちづくりの実現に向けた基本目標の1つに「安全で環境に優しく持続可能なまちづくり」を掲げ、瀬戸内海国立公園に面し、3方を緑の山々に囲まれた豊かな自然を保全するとともに、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため、地球温暖化対策に取り組むこととしています。

その取組の1つとして、市民、事業者等による環境保全の取組を促すため、「坂出市地球温暖化対策実行計画」を策定し、二酸化炭素などの温室効果ガスを令和3年度に平成25年度比で8%削減する目標を掲げ、市役所自らが率先して環境に配慮した取組を実施しています。

また、市民に対して住宅用太陽光発電システム等設置補助金を活用した再生可能エネルギー利用の普及を促進するほか、市ホームページ等により地球環境問題に対する周知啓発に努めるなど、二酸化炭素の実質排出量の削減に努めています。

しかしながら、気候変動に伴う地球規模での対応が求められる喫緊の環境課題に直面する中で、坂出市議会令和3年9月定例会において本市は、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりを一層進め、次世代に「活力と魅力あるふるさと坂出」を引き継いでいくため、「2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民や事業者と連携し、地域全体で温室効果ガス排出量の削減対策に取り組むことを宣言しました。

このたびの中間見直しにつきましては、本計画の骨格である「第1章 計画の基本的事項」、「第2章 坂出市の地域概況」、「第3章 坂出市の環境の現状」、「第4章 基本理念と目標」、「第6章 環境配慮指針」、「第7章 計画の推進」について、資料のデータ等の部分的な更新を行い、「第5章 目標実現のための施策」について、環境に対する国内外の動向や社会情勢の変化、本市の現状等を踏まえ、見直しを行いました。

坂出市「ゼロカーボンシティ」宣言

地球温暖化対策は、私たち一人一人にとって避けることのできない喫緊の課題であります。世界各地で、地球温暖化による異常気象や自然災害が発生しており、国内においても、各所で甚大な被害を及ぼしている昨今の豪雨等水害の事例は記憶に新しいところであり、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により、今後もこのような水害等のさらなる頻発化や激甚化などが予測されています。こうした事態は、私たち人類やすべての生き物にとって生存基盤を揺るがしかねません。

このような状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するために「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されています。

また、政府は、昨年12月に「2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン戦略」を含む実行計画を取りまとめ、「脱炭素社会の実現に向け、国と地方で総力を挙げて取り組んでいく」と、その取り組み姿勢を強く示しているところです。

本市としては、地球温暖化対策は緊急課題であると捉え、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりを一層進め、次世代に「活力と魅力あるふるさと坂出」を引き継いでいくため、「2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民や事業者の皆様と連携しながら、地域全体で温室効果ガス排出量の削減対策を積極的に取り組むことを宣言します。

令和3年9月8日

坂出市長 有 福 哲 一

第2章 地域概況

1. 自然的状況

(1) 地理・地勢

本市は、東経133度51分38秒、北緯34度18分59秒に位置し、面積は92.49km²です。香川県のほぼ中央部に位置し、東は高松市、西は丸亀市と宇多津町、南は綾川町、北は多島美を誇る瀬戸内海に面し、瀬戸内海を隔てて岡山県に対しています。

市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に豊かな田園地帯が広がっており、北の海側には瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観を見せています。

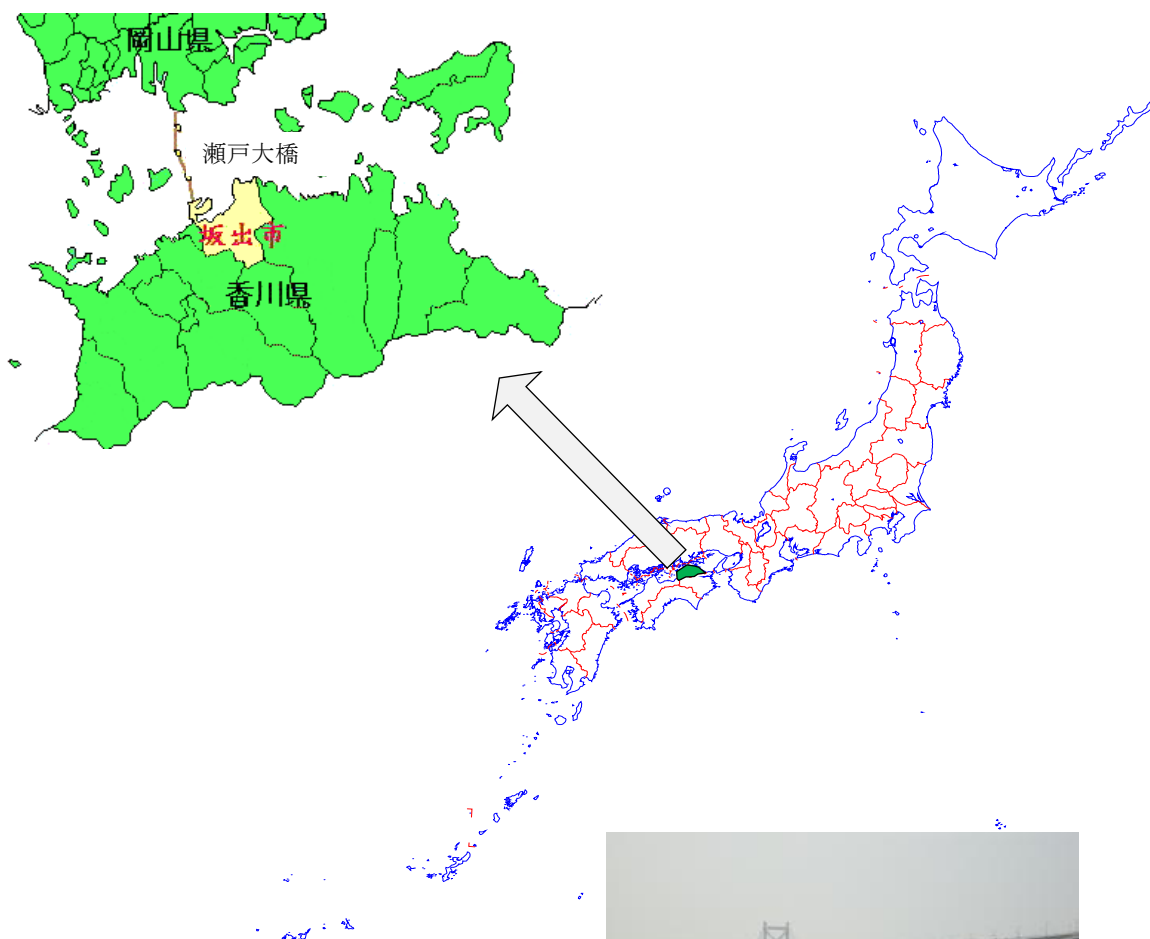


図3 坂出市の位置



写真2 瀬戸内海シーカヤック

(2) 沿革

昭和17年に坂出町と林田村との合併により市制を施行し、昭和26年から昭和31年までの間に近隣6村を合併、昭和42年に綾歌郡飯山町の一部を合併して、現在に至っています。

その昔、久米栄左衛門の大開拓事業により、塩田の基礎が築かれ、以来全国でも有数の塩田のまちとして栄え、これに伴い商工業が栄え、塩の積み出し港として、四国屈指の貿易港を持つまちとしても発展してきました。

しかし、長年坂出を支えてきた塩田も度重なる塩業整備や技術革新によって姿を消し、代わって沖合約1kmに横たわる巨大な州(浅瀬)であった「番の州」を埋め立て、香川県下最大の番の州臨海工業団地が造成されました。本市は、この臨海工業団地によって瀬戸内工業地域の中核都市として重要な位置を占めています。これらにあわせて塩田跡地を活用した港湾開発等により、全国有数の「港湾工業都市」へと変貌を遂げました。

また、昭和53年に着工し、9年半の歳月と1兆1,338億円の巨費を投じ、坂出市民のみならず、四国島民の長年の夢と希望をのせて「瀬戸大橋」が昭和63年に完成しました。瀬戸大橋は、上部に瀬戸中央自動車道、下部にJR瀬戸大橋線が走る二階建構造の道路鉄道併用橋として、日本の橋梁技術の粋を結集して建設された世界でも例のない長大橋です。この橋は、岡山側から5つの島を経て坂出の番の州に至る海上部9.4kmが吊橋、斜張橋、トラス橋の6つの橋と高架橋で結ばれています。

平成4年には四国横断自動車道(高松自動車道)が開通し、瀬戸中央自動車道と連結されました。さらに、坂出北インターチェンジ(瀬戸中央自動車道)のフルインター化が令和6年度の供用開始に向け進められており、本市は本州と四国を結ぶ交通・流通の「要衝」として、その存在価値を高めています。

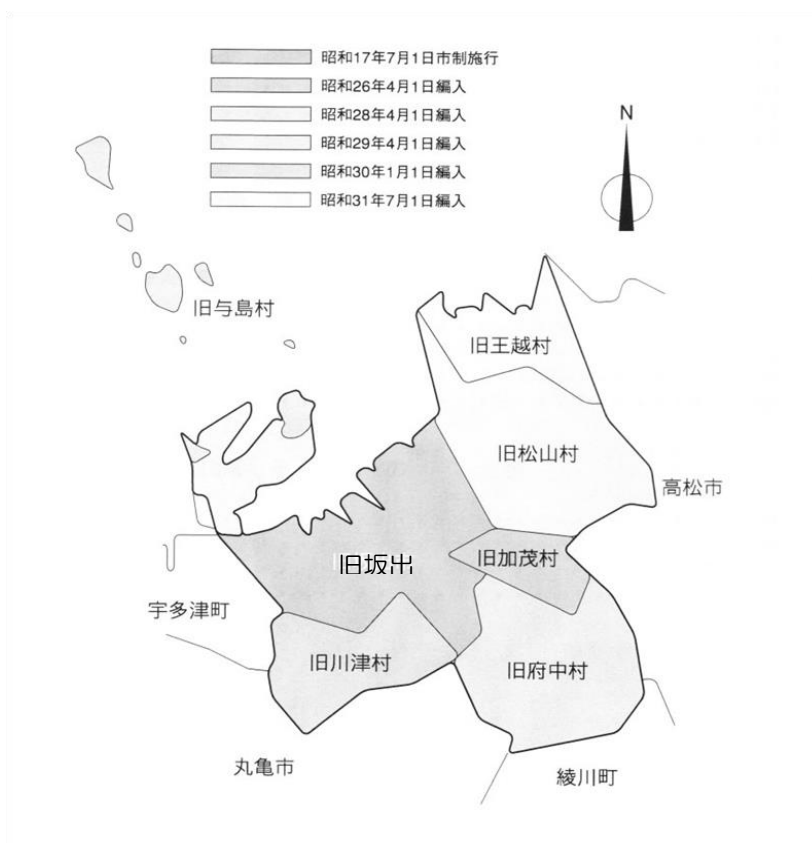


図4 坂出市域の変遷

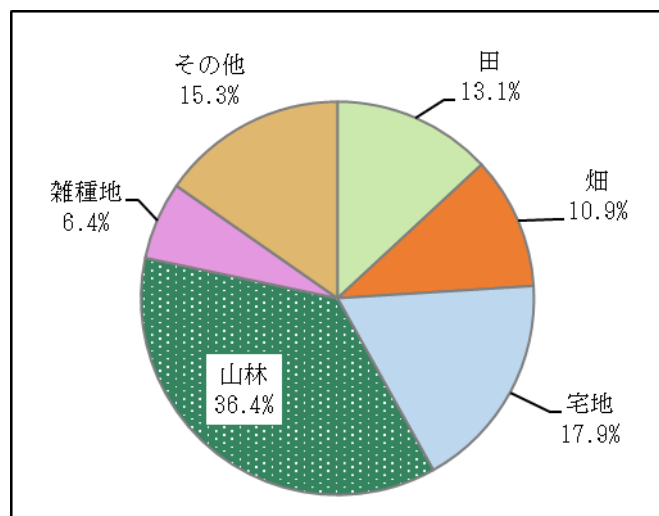
(3) 土地利用

土地利用を見ると、山林が36.4%と最も高く、次いで宅地17.9%、田13.1%、畑10.9%、雑種地6.4%などとなっています。

表2 土地利用（令和3年1月1日現在）

単位：千m²

田	畑	宅地	山林	雑種地	その他	合計
12,152	10,054	16,519	33,679	5,919	14,167	92,490
13.1%	10.9%	17.9%	36.4%	6.4%	15.3%	100.0%



出典 坂出市統計書

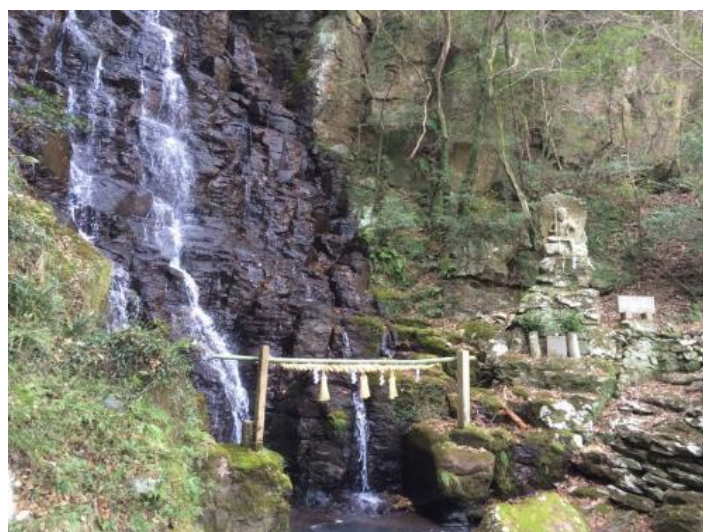


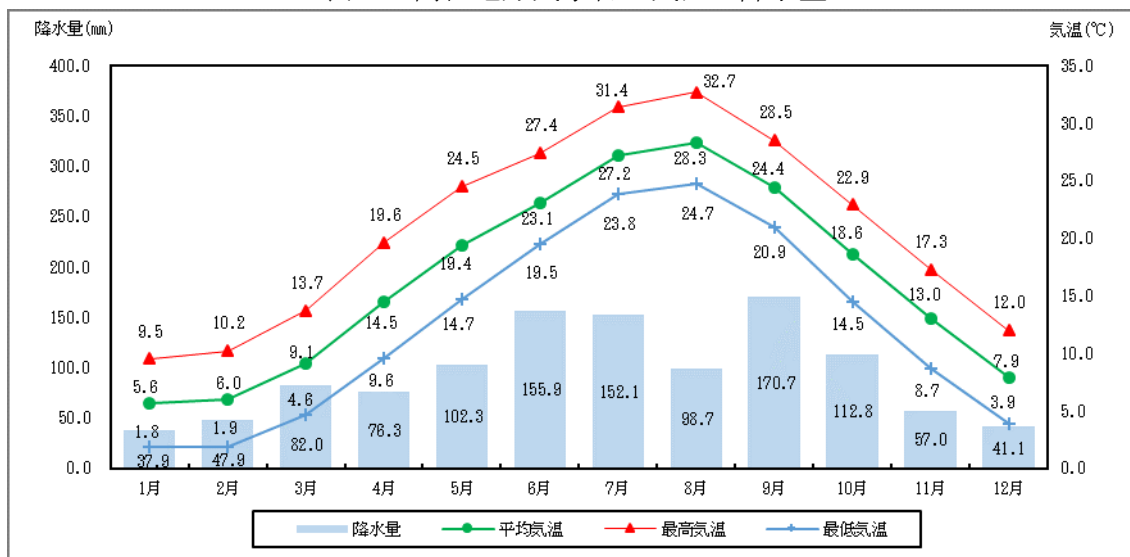
写真3 城山

(4) 気象

高松地方気象台※の過去40年間の年平均気温は16.4℃、年間降水量は1,134.5mmとなっており、気温が穏やかで降水量の少ない典型的な瀬戸内式気候を示していますが、近年は温暖化傾向のためか、台風や集中豪雨等により降水量が多い年もあります。

※ 坂出市には気象観測所がないので、高松地方気象台のデータを用いています。

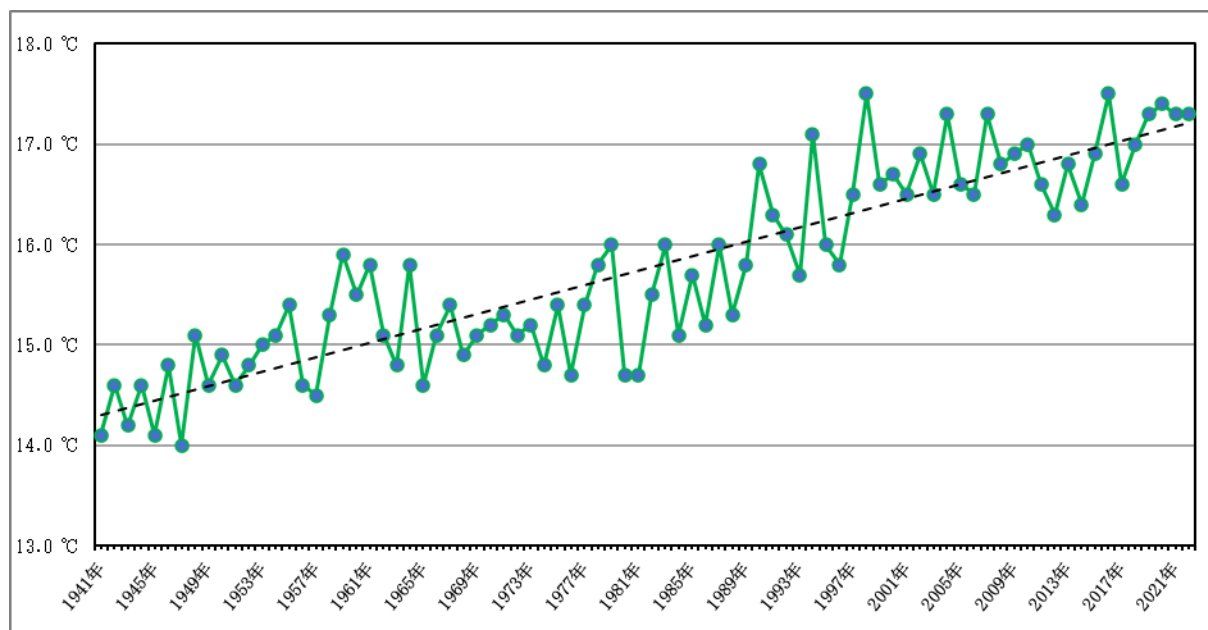
表3 高松地方気象台の気温・降水量



出典 気象庁 (気温 1981~2020年、降水量 1981~2020年の平均値)

高松地方気象台の日平均気温の推移を詳細に見ると、下図の線形近似(点線)が右肩上がりを見せているように、変動を繰り返しながら、近年、気温は上昇傾向にあり、この80年余りの間に3℃近く上昇しています。

表4 高松地方気象台の日平均気温の推移



出典 気象庁 (年平均値)

2. 社会的状況

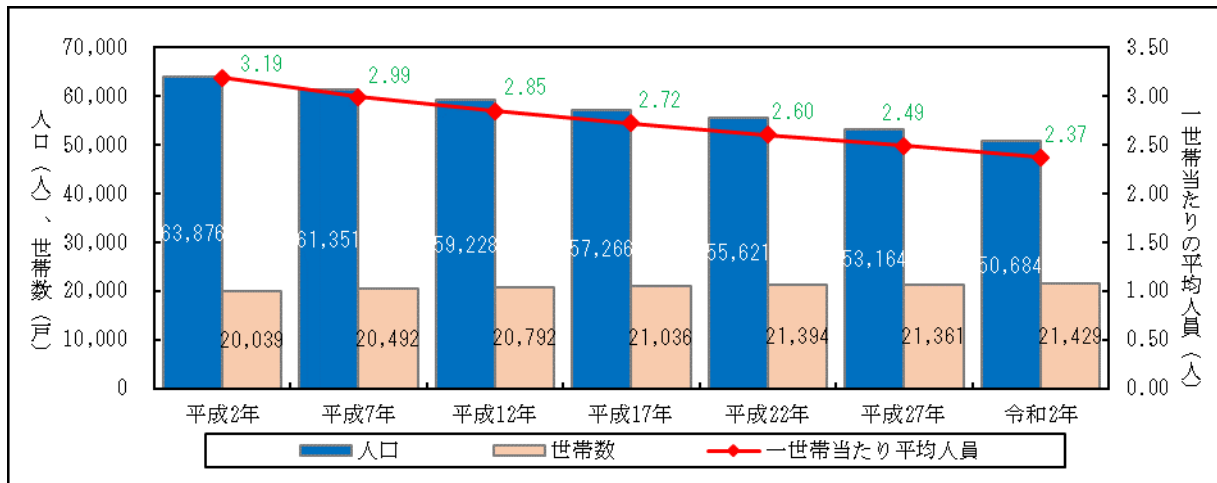
(1) 人口、世帯数などの推移

令和2年国勢調査による人口は50,684人で、県人口の5.3%にあたります。1km²当たりの人口密度は548人で香川県の507人よりやや高くなっています。

人口の推移としては、昭和51年の67,650人をピークに、その後は減少傾向が続いています。人口減少の要因を人口動態で見ると、平成2年以降、自然動態は死亡数が出生数を上回り、社会動態でも、転出数が転入数を上回る傾向が続いています。

近年30年間の推移を見ると、平成2年から令和2年にかけて、人口が20.7%減少し、世帯数が6.9%増加し、1世帯当たり人員は3.19人から2.37人へと0.82人減少しています。

表5 人口・世帯数および世帯人員の推移



出典 国勢調査



写真4 坂出大橋まつり

(2) 産業別従業者数

平成28年の事業所数は2,945箇所、従業者数は29,017人となっています。産業別に見ると、事業所数は「卸売業、小売業」が723箇所と最も多く、次いで「製造業」、「建設業」と続いています。また、従業者数では、製造業が7,060人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」などとなっています。

表6 産業別事業所数・従業者数の推移（平成28年）

産業大分類	平成28年度	
	事業所数	従業者数
総 数	2,945	29,017
A 農業、林業	47	591
B 漁業	2	25
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	3
D 建設業	286	2,018
E 製造業	287	7,060
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	219
G 情報通信業	14	67
H 運輸業、郵便業	163	3,118
I 卸売業、小売業	723	4,926
J 金融業、保険業	34	452
K 不動産業、物品賃貸業	250	606
L 学術研究、専門・技術サービス業	104	789
M 宿泊業、飲食サービス業	282	1,506
N 生活関連サービス業、娯楽業	206	723
O 教育、学習支援業	82	459
P 医療、福祉	225	4,758
Q 複合サービス事業	24	309
R サービス業 (他に分類されないもの)	210	1,388
第1次産業	49	616
第2次産業	574	9,081
第3次産業	2,322	19,320

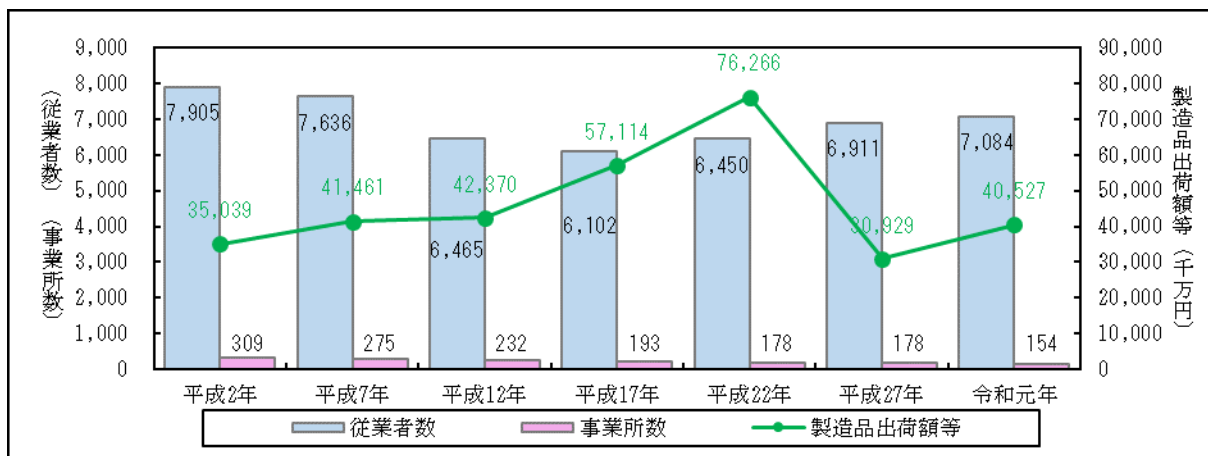
出典 経済センサス

(3) 工業

工業統計調査によると、令和元年は事業所数154、従業者数7,084人、製造品出荷額等40,527千万円となっています。

平成2年からの変動を見ると、事業所数は減少傾向が続いていますが、従業者数は平成17年まで減少し、その後はやや増加に転じています。一方、製造品出荷額等は平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年には平成22年と比較して半分以下に減少したものの、令和元年は増加に転じています。

表7 事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移



出典 工業統計調査

(4) 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域の指定のない区域において良好な環境の形成または保持を図る観点から立地が望ましくない用途の建築物等を特定し、その立地を規制するものです。

指定地域は、用途白地地域（旧市街化調整区域）の全域です。運用は、国道および県道・2車線片側歩道以上の市道沿線の一部を幹線沿道一般型、それを除く全域を一般環境保全型として規制しています。

表8 特定用途制限地域

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
特定用途制限地域 (幹線沿道一般型)	約 299ha	<ul style="list-style-type: none"> 危険性や環境を悪化させる恐れが大きい工場 危険物の貯蔵、処理の量が多い施設 風俗営業施設
特定用途制限地域 (一般環境保全型)	約 6,589ha	<ul style="list-style-type: none"> 危険性や環境を悪化させる恐れがある工場等 危険物の貯蔵、処理の用に供する施設 風俗施設等 ホテル、旅館、パチンコ店
合計	約 6,888ha	

(5) 都市計画

王越地区の一部および島しょ部（3島）を除き、ほぼ全域が都市計画区域に指定されています。用途地域を除き、長年市街化調整区域となっていたため、開発が制限されてきましたが、平成16年5月に市街化区域と市街化調整区域を区分する線引きを廃止し、特定用途制限地域を指定したことにより、郊外部の開発が可能となっています。

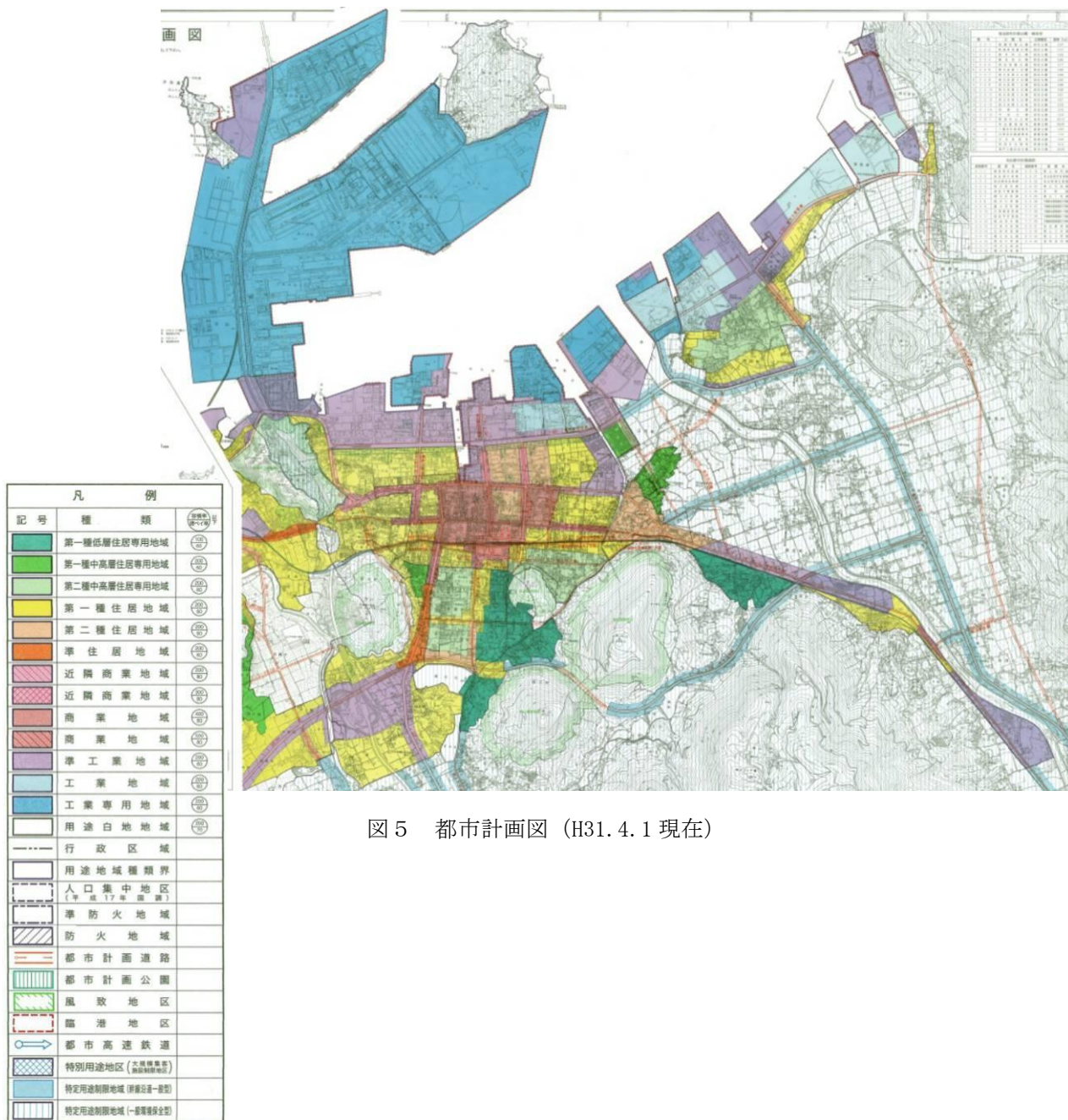


図5 都市計画図 (H31.4.1現在)

(6) 運輸交通

① 交通ネットワーク

交通ネットワークについては、鉄道として市域をほぼ東西に横切る予讃線と瀬戸大橋を通る瀬戸大橋線があります。道路については、高速道路として瀬戸中央自動車道、高松自動車道、国道として11号と438号があり、その外にいくつかの主要地方道と一般県道があります。



出典 坂出市地域公共交通総合連携計画

図6 交通ネットワーク

② 公共交通

公共交通については、鉄道は予讃線と瀬戸大橋線があります。また、JR坂出駅を起点とし、郊外部の各地域を結ぶ路線バスやデマンド型乗合タクシー、中心市街地においては、循環バスがあります。

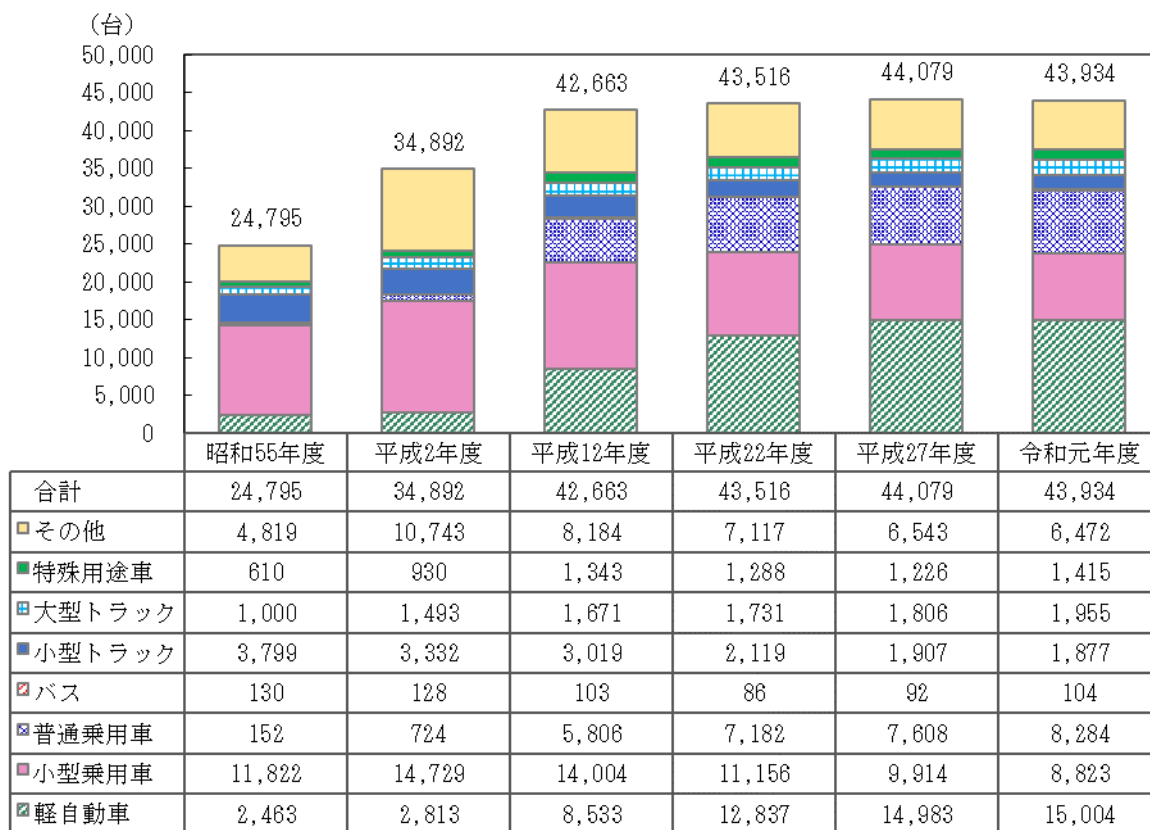


出典 坂出市公共交通マップ R4.10.1現在

図7 公共交通

③ 自動車保有台数

自動車保有台数の推移を見ると、普通自動車と小型自動車を合わせた乗用車の台数については、平成12年度以降微減傾向で推移しています。一方、軽自動車は増加幅が緩やかにはなっているものの増加を続けています。また、貨物車については、大型トラックが増加し、小型トラックが減少しています。



出典 四国運輸局香川運輸支局

表9 自動車保有台数の推移



写真5 瀬戸大橋の夜景

3. 環境関連法令

本市の条例

環境関連の条例等としては、「環境基本条例」をはじめ「公害防止条例」、「環境美化条例」など様々なものがあります。

表 10 関係条例

区分	法律名	制定年月日
環 境	坂出市公害防止条例	昭和47年4月5日
	坂出市環境美化条例	平成14年3月26日
	坂出市環境基本条例	平成15年3月31日
廃棄物	坂出市下水道条例	昭和60年4月1日
	坂出環境センター条例	平成3年3月26日
	坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成8年3月28日
	坂出市リサイクルプラザ条例	平成11年9月30日
	坂出市特定家庭用機器廃棄物の取扱いに関する条例	平成12年12月25日
身近な 自 然	坂出市都市公園条例	昭和59年10月1日
	坂出市緑化条例	昭和60年12月23日
	坂出市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年3月31日
	坂出市風致地区内における建築等の規制に関する条例	平成24年12月28日



写真6 香風園

第3章 環境の現状

1. 生活環境

(1) 大気汚染

① 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、主に石油・石炭系燃料を燃焼することにより生成され、大部分は二酸化硫黄、硫酸ミストおよび硫酸塩として排出されます。主な発生源は、工場・事業場の燃焼施設であり、船舶からも排出されます。人体に対しては呼吸器系疾患の原因となり、さらに酸性雨の原因物質の一つとなっています。

硫黄酸化物に係る測定は、6測定局で自動測定しています。近年、二酸化硫黄濃度の年平均値は、横ばいもしくは微減傾向で推移しており、本市の全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 11 二酸化硫黄濃度（年平均値）の経年変化

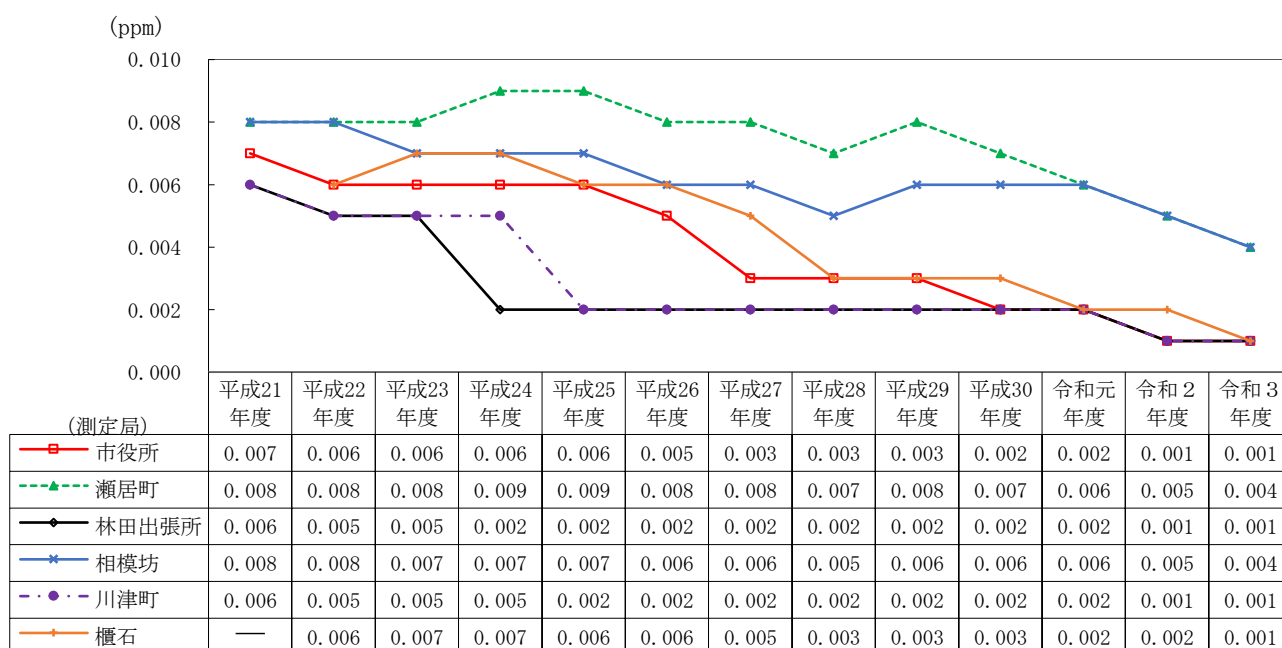


表 12 二酸化硫黄に係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法または紫外線蛍光法



② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に比較的長時間滞留する粒径10マイクロン以下の粒子状物質のことであり、気道または肺胞に沈着することによって人の健康上有害な影響を与えます。浮遊粒子状物質に係る測定は、6測定局で自動測定しています。各測定局の年平均値は、ほぼ横ばい状況にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 13 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

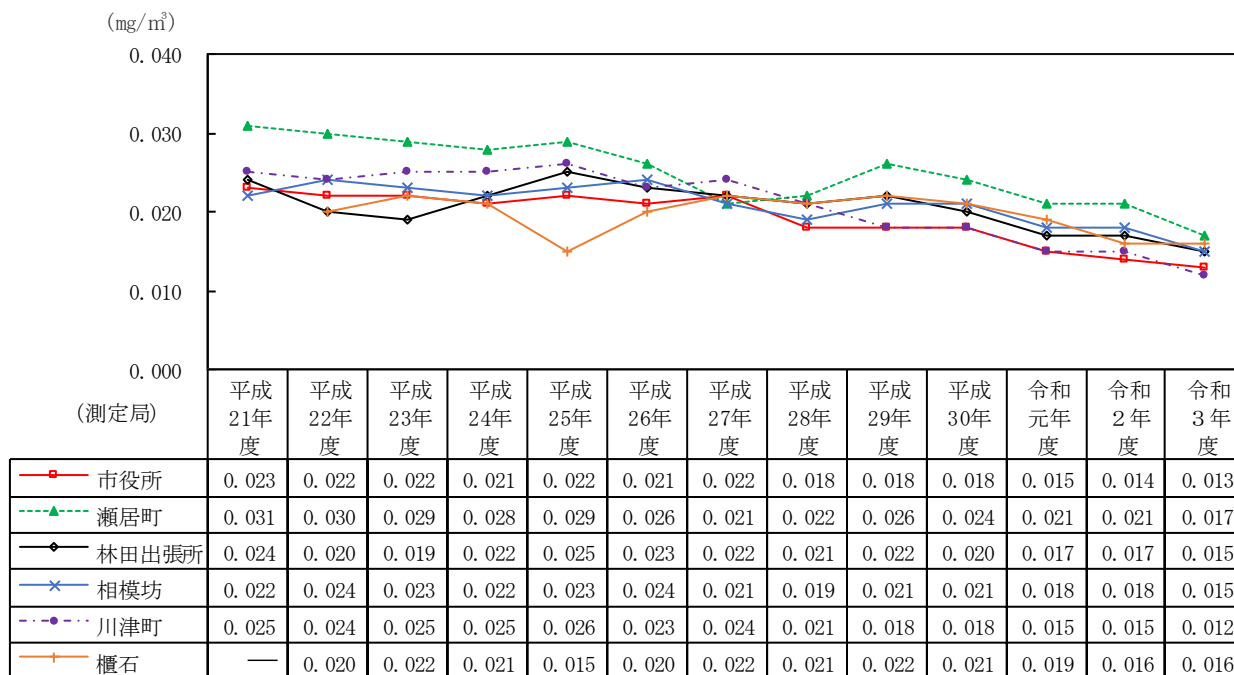


表 14 浮遊粒子状物質に係る環境基準

環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはベータ線吸収法

③ 窒素酸化物

窒素酸化物は、大気中あるいは燃料中に含まれる窒素が燃焼することにより、主として一酸化窒素と二酸化窒素が生成されます。特に二酸化窒素は高濃度になると喉や呼吸器系に悪影響を与えます。また、光化学オキシダントは酸性雨の原因物質の一つとなっています。主な発生源は、工場・事業場の燃焼施設や自動車などです。

窒素硫黄酸化物に係る測定は、6測定局で自動測定しています。近年、一酸化窒素濃度は横ばいもしくは微減傾向で推移し、また、二酸化窒素濃度の年平均値はほぼ横ばい状況にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

表 15 一酸化窒素濃度（年平均値）の経年変化

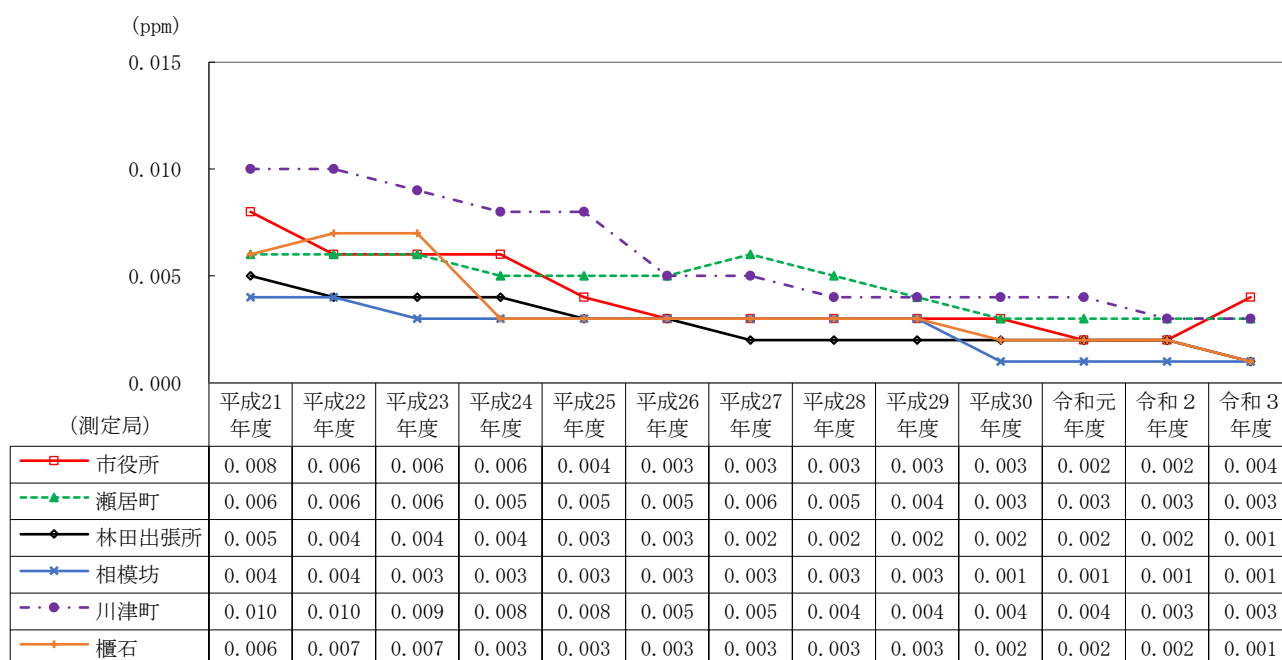


表 16 二酸化窒素濃度（年平均値）の経年変化

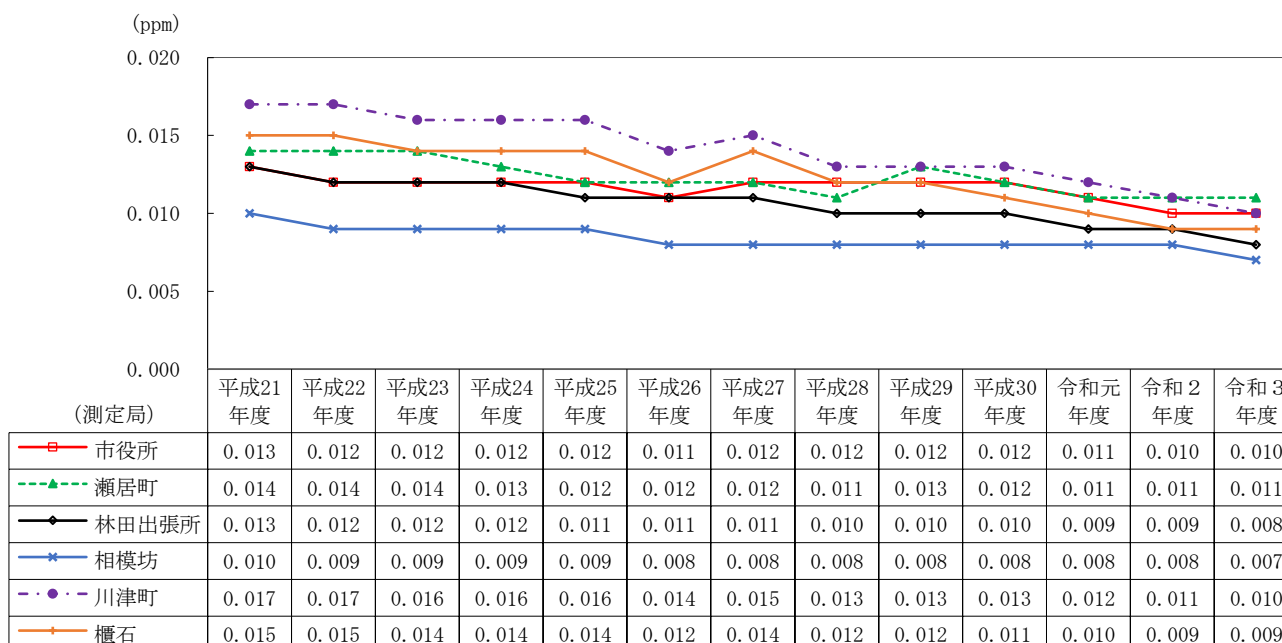


表 17 二酸化窒素に係る環境基準

環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光度法またはオゾンを用いる化学発光法

※一酸化窒素については、環境基準は設定されていません。

④ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼に伴って発生し、強い毒性を有しています。

その主な発生源は自動車であり、一酸化炭素に係る測定は、1 測定局（平成25年度に 3 局から 1 局に減少）で自動測定されています。その結果を見ると、一酸化炭素濃度は横ばいで推移しており、環境基準を達成しています。

表 18 一酸化炭素濃度（年平均値）の経年変化

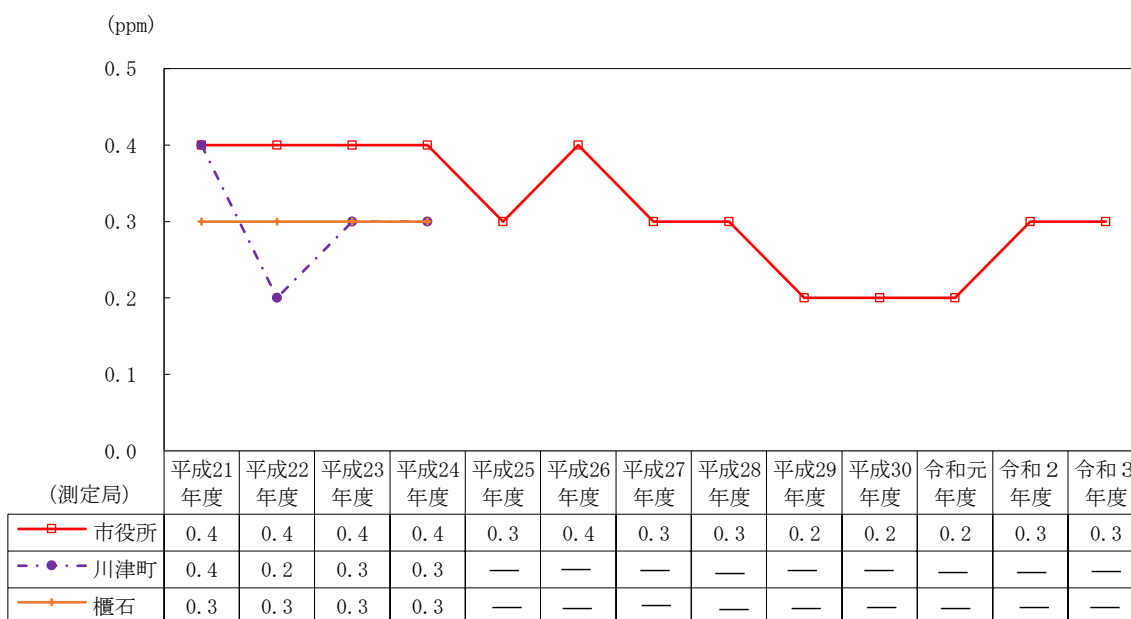


表 19 一酸化炭素に係る環境基準

環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法

⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場・事業場の燃焼施設や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素などが太陽からの紫外線を受けて、光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の強酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは高濃度になると粘膜を刺激し、目、鼻、喉を痛めるなどの影響が出やすくなります。このような被害の発生を未然に防ぐため、高濃度状態が続くおそれがある時には「香川県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、緊急時等には予報等を発令し、一般市民に注意を呼びかけています。令和3年度は、予報、注意報ともに0回でした。

<高濃度状態が続くおそれのある条件>

- ①風が弱い ②気温が高い ③日射が強い ④非メタン炭化水素濃度が高い
⑤視程が悪い など

表 20 光化学オキシダント測定結果

測定局	年 度	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1 時間値の 最高値	昼間の1時間値が 0.06 ppm を超えた 日数と時間数		昼間の1時間値 が 0.12ppm 以上の 日数と時間数	
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間
市役所	H27	365	5,427	0.102	64	338	0	0
	H28	365	5,433	0.106	89	534	0	0
	H29	364	5,396	0.101	102	569	0	0
	H30	365	5,435	0.108	80	424	0	0
	R 1	366	5,450	0.131	82	420	1	1
	R 2	365	5,424	0.095	69	363	0	0
	R 3	365	5,409	0.101	70	313	0	0
林田出張所	H27	366	5,308	0.079	31	131	0	0
	H28	365	5,297	0.100	49	245	0	0
	H29	365	5,295	0.093	58	290	0	0
	H30	365	5,301	0.102	61	305	0	0
	R 1	366	5,312	0.117	62	296	0	0
	R 2	361	5,223	0.088	50	226	0	0
	R 3	365	5,290	0.105	85	379	0	0
川津町	H27	366	5,446	0.100	76	413	0	0
	H28	365	5,429	0.100	94	556	0	0
	H29	365	5,439	0.100	105	577	0	0
	H30	365	5,443	0.105	81	419	0	0
	R 1	366	5,431	0.134	101	593	3	5
	R 2	365	5,427	0.094	81	422	0	0
	R 3	365	5,409	0.095	75	352	0	0

表 21 光化学オキシダント緊急時発令状況（中讃地域）

年度 区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
予報	0	1	2	2	2	5	10	4	2	5	1	0
注意報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 22 光化学オキシダントに係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法

表 23 光化学オキシダント発令基準および措置内容（香川県大気汚染緊急時対策要綱）

発令区分	発令基準	措置内容
予報	1時間値100万分の0.1以上である大気の汚染状態になったとき	協力工場に対し、当該施設の燃料もしくは熱源として電気の通常の使用量の20%程度削減またはそれと同程度の効果を有する措置を取るよう協力要請を行う。
注意報	1時間値100万分の0.12以上である大気の汚染状態になったとき	1. 協力工場に対し、当該施設の燃料もしくは熱源として電気の通常の使用量の20%程度削減またはそれと同程度の効果を有する措置を取るよう勧告を行う。 2. 自動車の使用者または運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
警報	1時間値100万分の0.24以上である大気の汚染状態になったとき	1. 協力工場に対し、当該施設の燃料もしくは熱源として電気の通常の使用量の30%程度削減またはそれと同程度の効果を有する措置を取るよう勧告を行う。 2. 注意報の第2項と同じ措置。
重大警報	1時間値100万分の0.4以上である大気の汚染状態になったとき	1. 協力工場および大口排出工場に対し、当該施設の燃料もしくは熱源として電気の通常の使用量の40%程度削減またはそれと同程度の効果を有する措置を取るよう勧告を行う。 2. 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

協力工場：硫黄酸化物を1時間当たり10N^m以上または排出ガス量を1時間当たり4万N^m以上排出する炉等を設置している工場・事業場および炉等から排出される排出ガス量の合計が1時間当たり4万N^m以上の地方公共団体の設置する事業場

大口排出工場：炉等から排出される硫黄酸化物の合計が1時間あたり10N^m以上の工場・事業場および炉等から排出される排出ガス量の合計が1時間当たり4万N^m以上の工場・事業場

⑥ 炭化水素

炭化水素は、塗装・印刷工場、石油系の貯蔵所、自動車などが主な発生源です。特に非メタン炭化水素は、光化学反応性が高いため、光化学オキシダントの原因物質の一つとなっています。

炭化水素に係る測定は、市役所測定局で自動測定しています。この結果では、非メタン炭化水素濃度の年平均値は平成25年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

表 24 炭化水素濃度の経年変化

測定局	年度	非メタン炭化水素				メタン	全炭化水素
		年平均値	6～9時における年平均値	6～9時、3時間平均値が0.20ppmCを超えた割合	6～9時、3時間平均値が0.31ppmCを超えた割合	年平均値	年平均値
		ppmC	ppmC	%	%	ppmC	ppmC
市役所	H21	0.26	0.27	71.6	22.0	1.92	2.18
	H22	0.24	0.24	66.2	17.0	1.94	2.18
	H23	0.23	0.25	62.1	20.3	1.98	2.22
	H24	0.23	0.23	63.6	14.7	1.96	2.19
	H25	0.13	0.14	8.7	0.8	1.93	2.06
	H26	0.13	0.13	7.5	0.6	1.93	2.06
	H27	0.14	0.15	15.4	2.5	1.93	2.08
	H28	0.12	0.13	7.5	1.1	1.94	2.07
	H29	0.16	0.17	24.2	8.9	1.95	2.10
	H30	0.16	0.17	23.3	4.2	1.94	2.10
	R 1	0.12	0.13	11.6	2.2	1.96	2.08
	R 2	0.11	0.12	8.6	1.4	1.97	2.08
	R 3	0.09	0.10	5.0	1.4	2.00	1.91

【参考】光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

⑦ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、2.5ミクロン以下の小さな粒子のことで、微細な粒子が肺の奥深くまで入りやすいため、循環器系への影響が懸念されています。工場や自動車の影響のほか、自然由来や越境汚染の影響を受けて一時的に高濃度となる場合があります。

微小粒子状物質に係る測定は、市役所測定局と川津測定局で自動測定しており、平成27年度までは環境基準を超過していましたが、平成28年度以降は環境基準を達成しています。

なお、令和元年度には、国の暫定指針値である日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される時発令される注意喚起の実施はありませんでした。

表 25 微小粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
					日	時間			
市役所	H24	360	8,656	17.8	24	6.7	71.0	49.5	17
	H25	354	8,549	17.9	25	7.1	72.1	46.0	18
	H26	363	8,712	18.6	16	4.4	55.8	39.4	9
	H27	364	8,728	18.0	23	6.3	53.9	38.7	16
	H28	363	8,704	13.4	1	0.3	35.4	27.6	0
	H29	360	8,655	12.8	1	0.3	41.3	31.0	0
	H30	361	8,693	11.9	4	1.1	41.5	30.8	0
	R1	363	8,734	10.6	1	0.3	36.8	25.7	0
	R2	363	8,711	9.8	3	0.8	40.9	25.5	0
R3	363	8,708	8.4	0	0.0	26.7	20.7	0	
川津	H24	354	8,617	18.3	28	7.9	71.0	44.4	21
	H25	360	8,648	19.6	31	8.6	64.3	44.8	24

表 26 微小粒子状物質に係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法またはこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(2) 水質汚濁

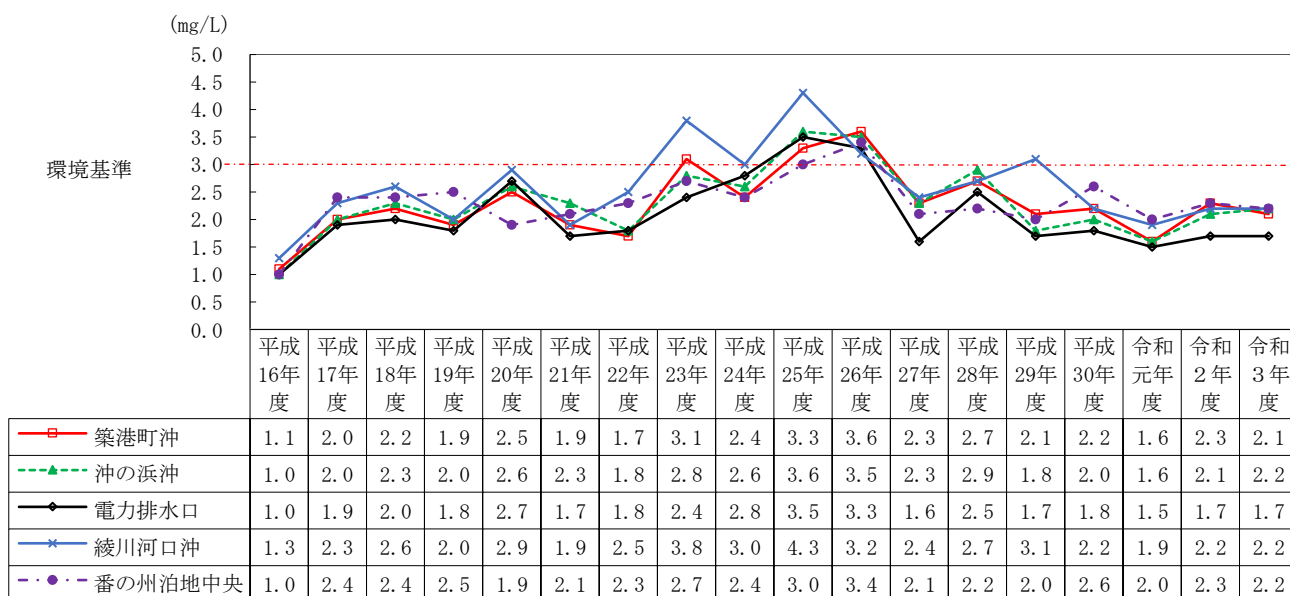
① 海域

本市の海域は、閉鎖性水域である瀬戸内海に面しており、海水の交換が悪く、産業排水や生活排水の流入の増加により一部汚濁が見られます。

水質汚濁に係る「生活環境に関する環境基準」において、海域、河川ごとの利用目的や立地状況等に応じて県が水域類型を指定しており、坂出港内および番の州泊地はB類型、その他はA類型に指定されています。

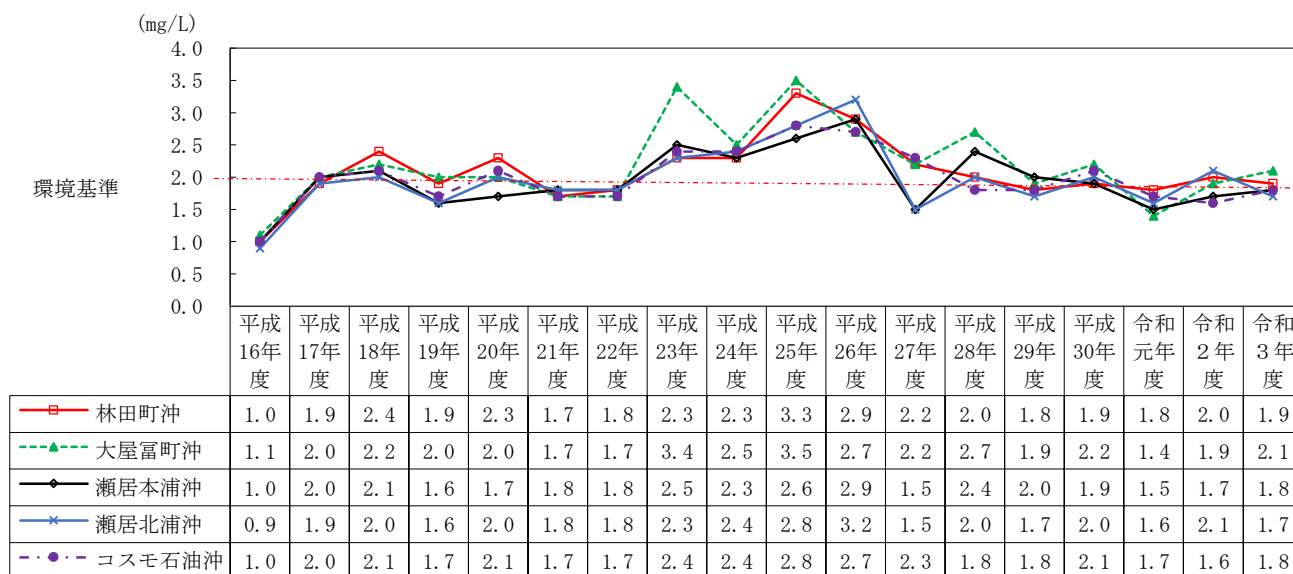
B類型については、平成26年度の測定結果ではすべての地点で環境基準を超過しましたが、平成30年度からはすべての地点で環境基準を達成しています。A類型については、平成23年度から平成26年度まではすべての地点で環境基準を超過しましたが、令和3年度の測定結果では一部の地点を除いて環境基準を達成しています。

表27 COD* (B類型) の経年変化



表中の測定値は年間平均値であり、数値の上昇傾向のある夏場は環境基準の一部超過が見られる。

表28 COD* (A類型) の経年変化



表中の測定値は年間平均値であり、数値の上昇傾向のある夏場は環境基準の一部超過が見られる。

※COD：化学的酸素要求量といい、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量である。海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物の量が多く、汚濁負荷が大きいことを示している。

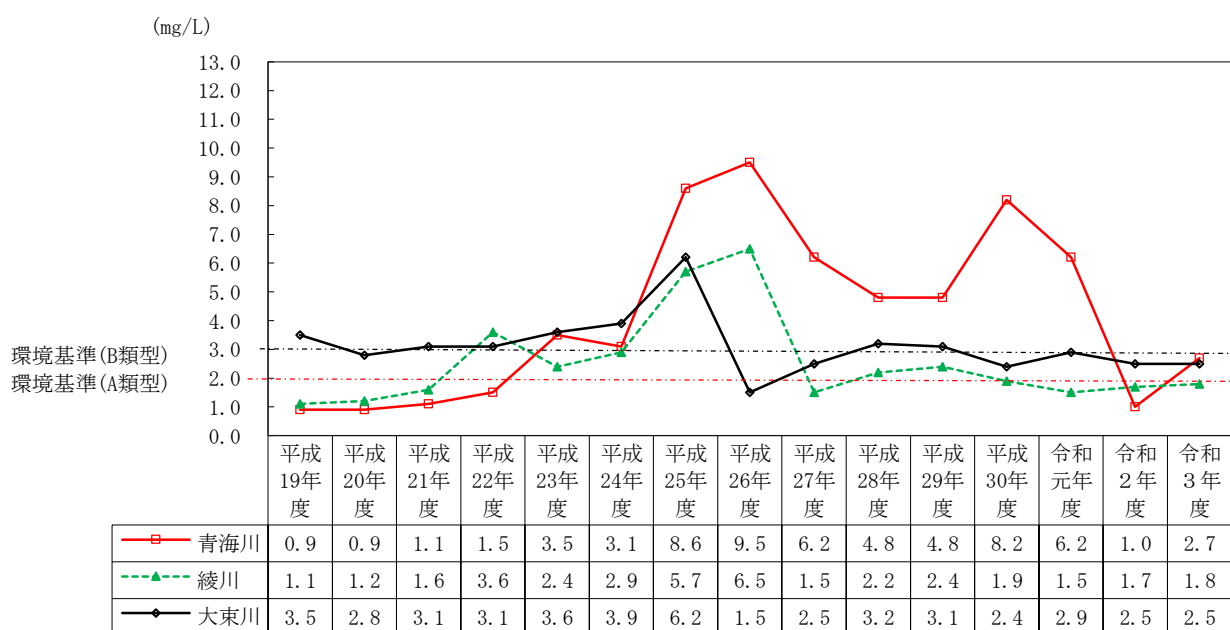
② 河川

本市の河川は、流れが遅く流域面積も狭小です。さらに、年間降水量が少ないことに加えて人口密度が高いこともあって、水質汚濁を招いています。

県の水域類型において、青海川と綾川はA類型、大東川はB類型に指定されています。

この3河川でBODを監視しており、平成23年度から平成26年度は、いずれの河川においても類型ごとの環境基準を超過していましたが、平成30年度から綾川と大東川で環境基準を達成しています。

表 29 BOD*の経年変化



※BOD：生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物が好気性微生物の働きによって分解される酸素の量である。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど水中に有機物が多く汚濁負荷が大きいことを示している。



(3) 騒音

本市の交通量の多い主な道路の3地点で測定しており、環境基準の地域類型指定されている2地点のうち、1地点において環境基準を超過しています。また、地域類型指定されていない1地点においては、昼・夜間ともに「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車の限度を定める省令」の要請限度値を下回っています。

表30 令和3年度自動車騒音測定結果

測定地点	地域類型	測定年月日	区分	等価騒音レベル	環境基準	要請限度
御供所町3-1-26 (第1種住居地域)	B	R4.1.25 ~1.28	昼間	69	70	75
			夜間	65	65	70
宮下町4-4 (近隣商業地域)	C	R4.2.1 ~2.4	昼間	71	70	75
			夜間	66	65	70
福江町3-3-57 (特定用途制限地域)	なし	R4.3.7 ~3.10	昼間	74	—	75
			夜間	67	—	70

表31 環境基準の地域類型指定の区分

地域の類型	都市計画法用途地域
A類型 専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
B類型 主として住居の用に供される地域	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
C類型 相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

(4) 振動

道路交通振動については、振動規制法第16条第1項に規定される「指定地域内における道路交通振動の限度」に基づき、道路上での要請限度値が定められています。

交通量の多い主な道路の沿道（騒音測定と同地点）における振動は、要請限度値を下回っています。

表 32 令和3年度道路交通振動調査結果

測定地点	道路名	測定年月日	規制区分	区分	要請限度	振動レベル上端値 (80%レンジ)		交通量 (台/時間)
						平均	最大～最小	
御供所町3-1-26 (第1種住居地域)	県道 192号	R4. 3. 25	第1種	昼間	65	52	54～47	1,152
				夜間	60	43	43～43	870
宮下町4-4 (近隣商業地域)	県道 33号	R4. 3. 25	第2種	昼間	70	39	40～38	1,122
				夜間	65	35	35～35	348
福江町3-3-57 (特定用途制限地域)	国道 11号	R4. 3. 25	第2種	昼間	70	34	34～33	1,398
				夜間	65	28	28～27	870

表 33 規制地域と当該用途地域

区域の区分	都市計画法用途地域			
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域	第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域		
第2種区域	近隣商業地域 工業専用地域	商業地域 特定用途制限地域（一部地域を除く）	準工業地域	工業地域

2. 自然環境

(1) 風致地区

都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法に基づき指定される地区であり、建物や工作物の開発行為について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図っています。

現在、聖通寺山、角山、笠山、金山、常山の5地区を風致地区として指定しています。

表 34 風致地区

名称	面積
聖通寺山風致地区	39 h a
角山風致地区	29 h a
笠山風致地区	15 h a
金山風致地区	112 h a
常山風致地区	78 h a

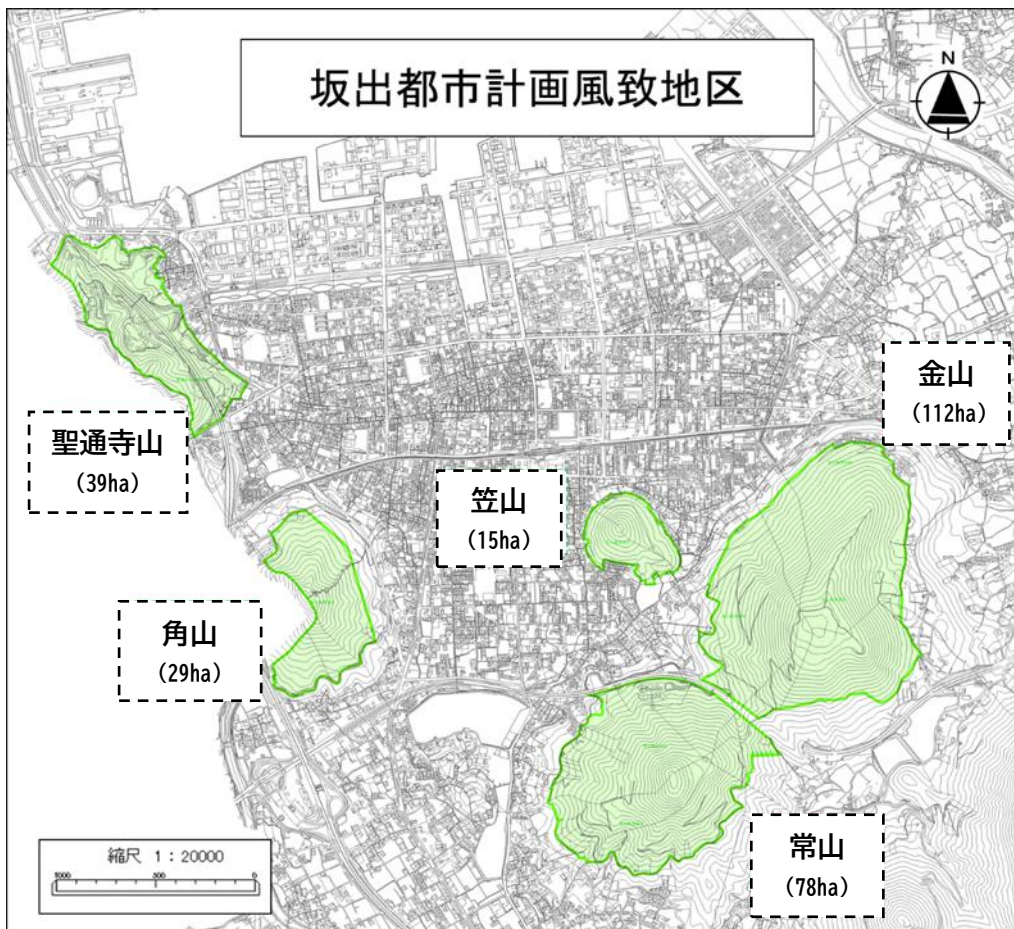
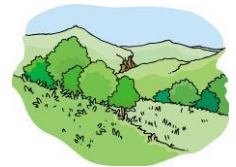


図 8 坂出都市計画風致地区

3. 快適環境

(1) 用途地域（都市計画区域内）

都市計画区域内の用途地域の状況は下表のとおりです。工業専用地域が601.6haと最も広く、32.0%を占めています。

表35 用途地域の状況 R3.4.1現在

区分	面積(ha)	割合(%)
合 計	1,881	100.0
第1種低層住居専用地域	78.7	4.2
第1種中高層住居専用地域	24.7	1.3
第2種中高層住居専用地域	106.7	5.7
第1種住居地域	345.1	18.3
第2種住居地域	83.4	4.4
準住居地域	10.4	0.6
近隣商業地域	28.9	1.5
商業地域	67.2	3.6
準工業地域	410.1	21.8
工業地域	123.9	6.6
工業専用地域	601.6	32.0

出典 都市整備課

(2) 人と自然とのふれあいの活動

① 都市公園

都市公園は風致公園1箇所、街区公園15箇所、緩衝緑地2箇所、都市緑地2箇所、広場公園2箇所となっています。

表36 都市計画区域内公園の面積 R3.4.1現在

公園名	種別	面積	公園名	種別	面積
聖通寺山公園	風致公園	12.00	西大浜第2公園	街区公園	0.32
香風園	街区公園	0.57	西大浜第3公園	〃	0.51
鉄砲町児童公園	〃	0.10	西大浜第4公園	〃	0.21
御供所公園	〃	0.35	西大浜第5公園	〃	0.22
鎌田池公園	〃	0.62	平成公園	〃	0.19
西庄児童公園	〃	0.17	田尾坂公園	緩衝緑地	0.71
西原公園	〃	0.16	下川津緑地公園	〃	1.03
東大浜第1公園	〃	0.20	沙弥島緑地	都市緑地	0.44
東大浜第2公園	〃	0.40	林田与北緑地	〃	0.14
東大浜第3公園	〃	0.20	市民広場	広場公園	0.27
西大浜第1公園	〃	0.85	坂出駅南口公園	〃	0.11

出典 都市整備課

(3) 文化財・天然記念物

現在、国・県・市指定の文化財が合わせて81件あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切な管理が行われています。

文化財は、建造物、庭園、絵画、彫刻、工芸品、典籍、古文書、考古資料など多岐にわたっています。このうち国指定のものは10件、県指定は18件、市指定は34件となっています。また、登録文化財が18件、選択無形民俗文化財が1件となっています。

表 37 国指定文化財

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指定年月日	備考
1	国宝	建造物	神谷神社本殿	神谷町 621	神谷神社	昭和30年 2月2日	鎌倉時代
2	重要文化財	建造物	白峯寺十三重塔	青海町 2635	白峯寺	昭和29年 9月17日	鎌倉時代
3	重要文化財	彫刻	木造隨身立像	神谷町 621	神谷神社	昭和41年 6月11日	鎌倉時代
4	重要文化財	工芸品	木造頓證寺勅額	青海町 2635	白峯寺	昭和34年 3月27日	室町時代
5	史跡	史跡	城山	西庄、川津、 府中町、丸亀 市飯山町	坂出市	昭和26年 6月7日	古代
6	史跡	史跡	府中・山内瓦窯跡	府中町、高松 市国分寺町	坂出市 高松市	大正11年 10月12日	奈良時代
7	史跡	史跡	讃岐遍路道 根香寺道	青海町、高松 市中山町	坂出市 高松市	平成25年 10月17日	江戸時代
8	重要文化財	歴史資料	久米通賢関係資料	本町 1-1-24	財団法人 鎌田共済会	平成26年 8月21日	江戸時代
9	重要文化財	建造物	白峯寺	青海町 2635	白峯寺	平成29年 7月31日	江戸時代
10	史跡	史跡	讃岐国府跡	府中町	個人 坂出市	令和2年 3月10日	古代

表 38 県指定文化財

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指定年月日	備考
11	有形文化財	建造物	白峯寺笠塔婆	青海町 2635	白峯寺	昭和36年 6月6日	南北朝
12	有形文化財	建造物	白峯寺五重塔	青海町 2635	白峯寺	昭和39年 4月9日	鎌倉時代
13	有形文化財	彫刻	木造吉祥天立像	青海町 2635	白峯寺	昭和50年 7月31日	平安時代
14	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像	神谷町 572	清立寺	昭和44年 4月3日	鎌倉時代

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指定年月日	備考
15	有形文化財	工芸品	白峯寺石燈籠	青海町 2635	白峯寺	昭和36年 6月6日	鎌倉時代
16	有形文化財	工芸品	刀（銘 備州長船法光）	東京都墨田区	個人	昭和30年 6月1日	室町時代
17	有形文化財	工芸品	刀（銘 豊州高田住藤原統景）	東京都墨田区	個人	昭和30年 6月1日	江戸時代
18	有形文化財	工芸品	脇差（銘 備州長船勝光同宗光）	東京都墨田区	個人	昭和30年 6月1日	室町時代
19	有形文化財	工芸品	短刀（銘 国光）	東京都墨田区	個人	昭和30年 6月1日	鎌倉時代
20	有形文化財	工芸品	舞楽面（尉、嫗）	高松市玉藻町	青海神社	昭和46年 4月30日	鎌倉時代
21	民俗文化財	無形民俗	北条念仏踊	大屋富町	北条念仏踊保存会	昭和31年 5月12日	—
22	民俗文化財	無形民俗	櫃石ももて祭	櫃石	櫃石ももて祭保存会	昭和37年 4月14日	—
23	史跡	史跡	開法寺塔跡	府中町 5100-1	坂出市	昭和45年 8月8日	奈良 鎌倉
24	史跡	史跡	田尾茶臼山古墳	八幡町、綾歌郡宇多津町	個人	昭和46年 4月30日	古墳前期
25	史跡	史跡	沙弥島千人塚	沙弥島 66	坂出市	昭和46年 4月30日	古墳中期
26	天然記念物	天然記念物	小与島のササユリ	与島町（小与島）	坂出市	昭和33年 6月5日	—
27	史跡	史跡	沙弥ナカンダ浜遺跡	沙弥島 166	坂出市	平成元年 2月28日	縄文 古墳
28	有形文化財	考古資料	鉄地金銀象嵌獣面紋大刀柄頭	本町 1-1-24	財団法人 鎌田共済会	平成11年 2月23日	古墳時代

表 39 坂出市指定文化財

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指定年月日	備考
29	史跡	史跡	新宮古墳	府中町	個人	昭和32年 1月11日	古墳後期
30	史跡	史跡	穴薬師古墳（綾織塚）	加茂町	個人	昭和32年 1月11日	古墳後期
31	有形文化財	建造物	阪出墾田之碑	京町 3-3-5	菅原神社	昭和32年 1月11日	江戸時代
32	有形文化財	書跡	生駒近規・一正寄進状 1巻	青海町 2635	白峯寺	昭和33年 2月21日	安土桃山 江戸
33	有形文化財	書跡	神谷神社法楽連歌	神谷町 621	神谷神社	昭和33年 2月21日	室町時代

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指 定 年月日	備 考
34	有形文化財	典籍	慶長版太平記	本町1-1-24	財団法人 鎌田共済会	昭和33年 2月21日	江戸代 室時
35	有形文化財	工芸品	惣蔵社 鰐口	林田町 1836-1	薬師院	昭和33年 2月21日	室町代 室時
36	史跡	史跡	積石塚 (ハカリゴロ)	西庄町 1632	坂出市	昭和33年 2月21日	古墳期 古前
37	史跡	史跡	弘法寺古墳	府中町	個人	昭和33年 2月21日	古墳期 古前
38	有形文化財	建造物	宝 塔	加茂町	個人	昭和34年 11月3日	鎌倉代 鎌時
39	史跡	史跡	白峰合戦古戦場 (三十六)	林田町 457	北庄司自治会	昭和34年 11月3日	南北朝 ～室町
40	有形文化財	考古	唐草文五花鏡 附須恵器壺	加茂町甲	個人	昭和34年 11月3日	平安代 平時
41	有形文化財	彫刻	薬師如来座像	川津町 4801	弘光自治会	昭和35年 11月3日	平安代 平時
42	有形文化財	彫刻	薬師如来座像	文京町	個人	昭和35年 11月3日	室町代 室時
43	有形文化財	彫刻	観音菩薩座像 (懸佛)	岩黒 94-3	岩黒自治会	昭和35年 11月3日	鎌倉代 鎌時
44	有形文化財	彫刻	石窟仏	川津町 郷獅山	個人	昭和36年 11月3日	鎌倉代 鎌時
45	有形文化財	考古	須恵器壺 附古銭	府中町	個人	昭和36年 11月3日	鎌倉代 鎌時
46	有形文化財	工芸品	舞楽面 2 附面 3	高松市玉藻町	青海神社	昭和36年 11月3日	鎌倉代 鎌時
47	有形文化財	工芸品	舞楽面 2	神谷町 621	神谷神社	昭和36年 11月3日	鎌倉代 鎌時
48	有形文化財	絵画	金剛界曼荼羅・ 胎蔵界曼荼羅	青海町 2635	白峯寺	昭和36年 11月3日	平安代 鎌倉
49	有形文化財	絵画	十一面千手観音画像	青海町 2635	白峯寺	昭和36年 11月3日	鎌倉代 鎌時
50	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来座像	与島町 212	法輪寺	昭和42年 1月10日	平安代 平時
51	有形文化財	彫刻	狛 犬	青海町 1159	青海神社	昭和42年 1月10日	鎌倉代 鎌時
52	有形文化財	典籍	写経大般若波羅蜜 多経	神谷町 621	神谷神社	昭和42年 1月10日	鎌倉代 鎌時
53	有形文化財	彫刻	十一面観音立像	青海町 2635	白峯寺	昭和42年 1月10日	鎌倉代 鎌時
54	有形文化財	彫刻	不動明王座像	青海町 2635	白峯寺	昭和42年 1月10日	鎌倉代 鎌時

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指定期年月日	備考
55	天然記念物	天然記念物	げんじ螢 自生地 (神谷川)	神谷町	神谷自治会	昭和53年 4月1日	—
56	有形文化財	工芸品	松山焼	高屋町	個人	昭和54年 11月3日	江戸代
57	有形文化財	建造物	坂出市郷土資料館	寿町 1-3-5	坂出市	昭和54年 11月3日	大正代
58	有形文化財	書跡	紺紙金泥妙法蓮華經	青海町 2635	白峯寺	昭和54年 11月3日	平安代
59	有形文化財	絵画	坂出墾田図	寿町 1-3-5	坂出市	昭和54年 11月3日	江戸代
60	史跡	史跡	木の葉塚(サギノク チ1号墳)	加茂町	個人	昭和54年 11月3日	古墳期
61	史跡	史跡	櫃石の札場 附大井戸	櫃石 407	櫃石自治会	平成13年 10月23日	江戸代
62	名勝	庭園	香風園 附翠松閣・ 時雨亭	本町 1-1-24	坂出市	平成13年 10月23日	明治代

表 40 登録文化財

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指定期年月日	備考
63	登録文化財	建造物	財団法人 鎌田共済 会郷土博物館 (旧図書館)	本町 1-1-24	財団法人 鎌田共済会	平成10年 1月25日	大正代
64	登録文化財	建造物	松浦家住宅 長屋門	林田町	個人	平成16年 3月2日	明治代
65	登録文化財	建造物	旧鎌田醤油本店	本町 1-6-30	鎌田商事(株)	平成26年 12月19日	江戸代
66	登録文化財	建造物	旧鎌田醤油大門	本町 1-6-30	鎌田商事(株)	平成26年 12月19日	江戸代
67	登録文化財	建造物	淡翁荘主屋	本町 1-6-27	財団法人 鎌田共済会	平成26年 12月19日	昭和代
68	登録文化財	建造物	淡翁荘黒門	本町 1-6-27	鎌田商事(株)	平成26年 12月19日	昭和代
69	登録文化財	建造物	岩瀬家住宅主屋	新浜町	個人	平成31年 3月29日	明治代
70	登録文化財	建造物	岩瀬家住宅新座敷	新浜町	個人	平成31年 3月29日	明治代
71	登録文化財	建造物	岩瀬家住宅道具蔵	新浜町	個人	平成31年 3月29日	明治代
72	登録文化財	建造物	岩瀬家住宅表門	新浜町	個人	平成31年 3月29日	明治代
73	登録文化財	建造物	岩瀬家住宅板塀	新浜町	個人	平成31年 3月29日	明治代
74	登録文化財	建造物	岩瀬家住宅土塀	新浜町	個人	平成31年 3月29日	明治代

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指 定 年月日	備 考
75	登 録 文化財	建造物	岩瀬家住宅植込 石組	新浜町	個 人	平成31年 3月29日	明 治 時 代
76	登 録 文化財	建造物	正蓮寺本堂	加茂町	個 人	平成31年 3月29日	江 戸 時 代
77	登 録 文化財	建造物	正蓮寺大玄関およ び小玄関	加茂町	個 人	平成31年 3月29日	江 戸 時 代
78	登 録 文化財	建造物	正蓮寺鐘楼	加茂町	個 人	平成31年 3月29日	明 治 時 代
79	登 録 文化財	建造物	正蓮寺経蔵	加茂町	個 人	平成31年 3月29日	明 治 時 代
80	登 録 文化財	建造物	正蓮寺山門	加茂町	個 人	平成31年 3月29日	江 戸 時 代

表 41 選択無形民俗文化財

番号	区分	種別	名称	所在地	所有管理	指 定 年月日	備 考
81	選 択 文化財	無形民俗	与島・櫃石の盆踊り	与島町・櫃石	与島連合自 治会 櫃石盆踊り 保存会	平成16年 2月6日	—

表 37 から表 41 までの出典は文化振興課



写真 7 神谷神社本殿



写真 8 木造隨身立像

4. 資源循環

(1) ごみ処理施設

① 角山環境センター（焼却場：坂出、宇多津広域行政事務組合）

角山環境センターは、瀬戸中央自動車道沿いにあり、本市と宇多津町の広域圏内においては中心的位置に立地することから、周辺環境への影響に配慮し有害ガス除去装置、ろ過式集じん器を設置して大気汚染の防止に努め、汚水も場外に放出せず施設内で処理するなど、汚水・排ガス・騒音・振動・悪臭等の公害防止策に取り組んでいます。

また、平成13年度には排ガス高度処理施設整備事業を完了し、ダイオキシン類の排出を可能な限り抑制し、その自主測定値は、国の基準値を下回る結果となっています。

しかしながら、本施設は昭和60年10月の稼働開始から相当年月が経過しており、機器・設備も経年的老朽化が進行していることから、今後、適正かつ安定的な施設の稼働を確保するために、ごみ発熱量演算システムの導入や消費電力の低減を含めた省エネ化等により、本施設の長寿命化を図るとともに、CO²削減など地球温暖化対策を考慮した基幹的設備改良工事を、令和3年度から3か年計画で実施予定としています。



写真9 角山環境センター

坂出、宇多津広域行政事務組合
〒769-0210 綾歌郡宇多津町2915番地
TEL 49-1100 FAX 49-1103

角山環境センター
〒762-0047 坂出市新浜町6番51号
TEL 49-4511 FAX 49-4540

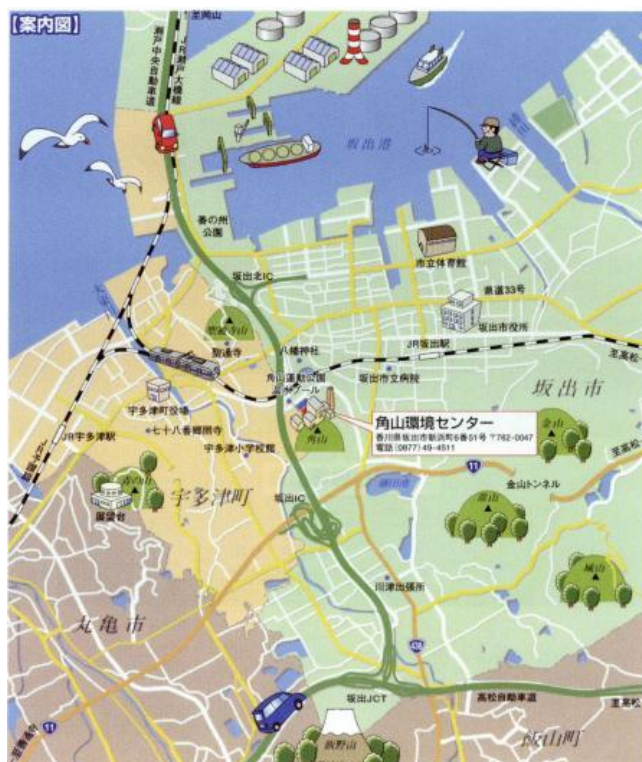


図9 角山環境センター位置図

② 坂出市リサイクルプラザ（中間処理施設）

坂出市リサイクルプラザは、一般家庭から排出される不燃、粗大ごみに含まれる有価物の再生利用を促進するとともに不燃物を粉碎し、鉄、アルミ、可燃物、不燃物に選別するほか、缶類、ビン類を選別回収、ペットボトルおよびその他のプラスチックは減容、圧縮、梱包を行う高性能のごみ処理施設であり、資源の再利用および最終処分場の延命化、安定化を図っています。さらに、住民の学習の場として各種工房、展示室、研修室を併設しています。

今後も本施設を活用して、ごみの減量化と再資源化を進めるとともに循環型社会の構築を図り、清潔で住みよいまちづくりに役立てていきます。



写真 10 坂出市リサイクルプラザ

坂出市リサイクルプラザ
〒762-0011 坂出市江尻町24番地1
TEL 44-2320 FAX 44-9240



図 10 坂出市リサイクルプラザ位置図

③ 番の州浄園（汚泥再生処理施設：坂出、宇多津広域行政事務組合）

番の州浄園は、循環型社会構築のため、処理能力85k1/日の膜分離高負荷生物脱窒素処理方式に高度処理設備を付加した処理能力を整え、発生汚泥の一部を発酵させ・堆肥化する施設も組み込んでいます。



写真 11 番の州浄園

番の州浄園
〒762-0064 坂出市番の州町10番2号
TEL 44-0151 FAX 44-9588



図 11 番の州浄園位置図

④ 坂出環境センター（最終処分場）

坂出環境センターは、近年の生活文化・産業経済の変化に伴って一層多様、多量化する不燃性一般廃棄物を坂出市リサイクルプラザで中間処理した後に出る最終の廃棄物を適正に処理し、快適で文化的な市民生活を確立するため、設備内容に意を配し自然の地形を利用して造成し、地下水を汚染することのないよう場内は万全なる遮水工事を施しています。

さらに、場内からの汚染は浸出水処理施設に集められ、生物処理から活性炭吸着までいわゆる三次処理を行った後に放流するなど、環境の保全にも万全を期しています。



完成当時（平成3年）

写真 12 坂出環境センター

坂出環境センター
〒762-0024 坂出市府中町6870番地
TEL・FAX 48-3380



図 12 坂出環境センター位置図

(2) 上下水道

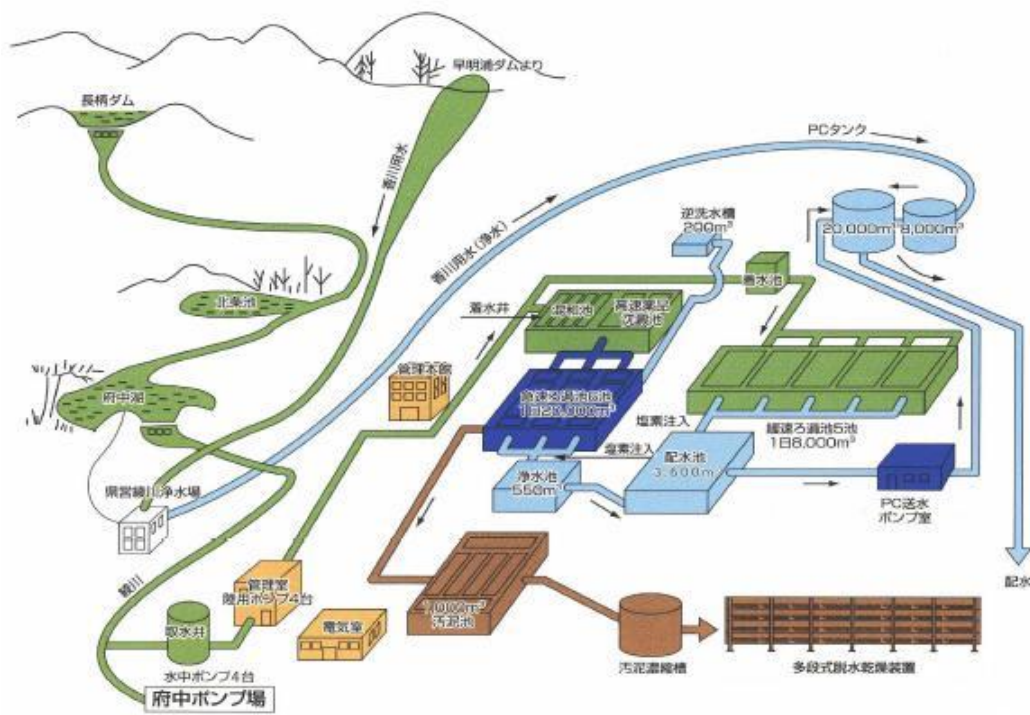
① 上水道

古くは、坂出町時代から水源に乏しく、各地で井戸が掘られるも塩水を含むなどで、飲料水として適するところは少なく、町内では水売りも行われていました。その後、人口の激増に伴い住民生活の衛生、防火上の必要性から上水道整備の要望が高まり、大正5年から水源調査を行い、昭和10年4月に鎌田池を水源とした上水道を整備、その後、合併と市勢の発展による人口の増加に伴い、特に夏季における飲料水および工場用水の水不足が深刻となり、昭和34年に第1期拡張事業に着手し、第2水源として綾川にその水源を求め、昭和35年に鴨川浄水場を建設し、1日最大配水量を6,000m³から18,100m³と大幅に増加しています。

その後、番の州埋立地への大企業の進出等による水需要の増大に対処するため、昭和42年に第2期拡張事業に着手し、急速ろ過池、配水池の新設等を実施、また、昭和46年には、懸案の吉野川導水に基づく香川県水道用水供給事業からの浄水の受け入れに備え、鴨川浄水場から市中心部までの配水管を主体とする第3期拡張事業に着手し、昭和49年から受水を開始しています。さらに、島しょ部の与島、小与島、櫃石、岩黒の4島については与島地区簡易水道事業を昭和53年に着手し、倉敷市から分水を受け海底送水管によって給水を開始しました。

さらに、瀬戸大橋の完成により、昭和63年から、与島、小与島については、本州四国連絡橋を利用し坂出市側から給水を開始、また、櫃石、岩黒についても平成10年より、本州四国連絡橋の利用に切替えて倉敷市側から給水しています。

また、平成30年4月より、県と直島町を除く県内8市8町の水道事業を統合した香川県広域水道企業団が設立され、本市の上水道事業は同企業団の中讃ブロック統括センターに組織されています。



出典 水道ビジョン

図 13 水道送配水フロー

② 下水道

本市の令和2年度末における下水道の整備概要は、事業認可面積656ha、整備済面積342.75ha、事業認可区域面整備率52.2%です。排水施設は分流式となっており、終末処理場である大東川浄化センターは、綾歌郡宇多津町吉田にあります。

また、下水道普及率については、行政区域内人口51,926人に対して処理区域内人口が13,932人で、人口普及率は26.8%となっています。これは、事業認可区域内人口普及率で見ると、62.6%となります。

一方、水洗化状況では、処理区域内人口13,932人に対して水洗化人口は11,062人で、水洗化率は79.4%となっています。

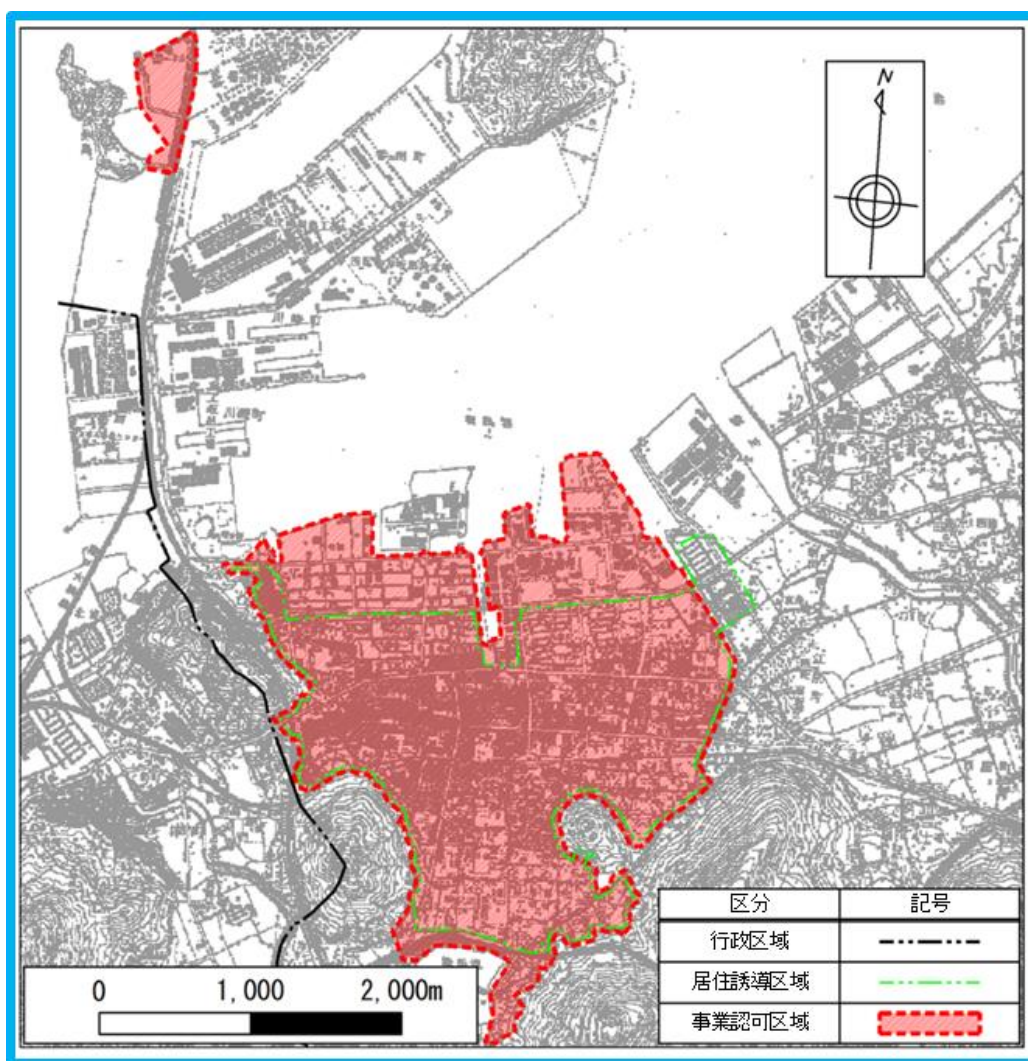


図14 下水道事業認可区域

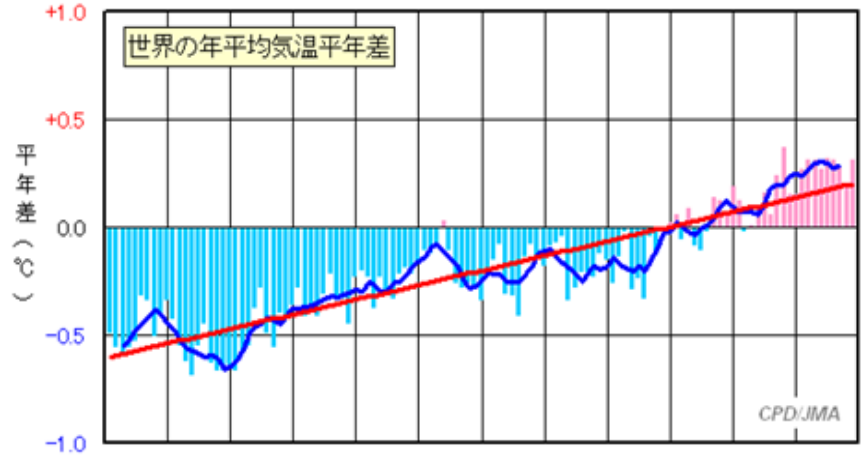
5. 地球環境

(1) 気候変動

① 地球温暖化

世界の年平均気温は、1900年までほぼ横ばいで推移していましたが、近年、急激に上昇しており、過去100年間に世界では約0.74℃上昇（日本では約1.11℃上昇）し、近年になるほど温暖化の傾向が加速しています。

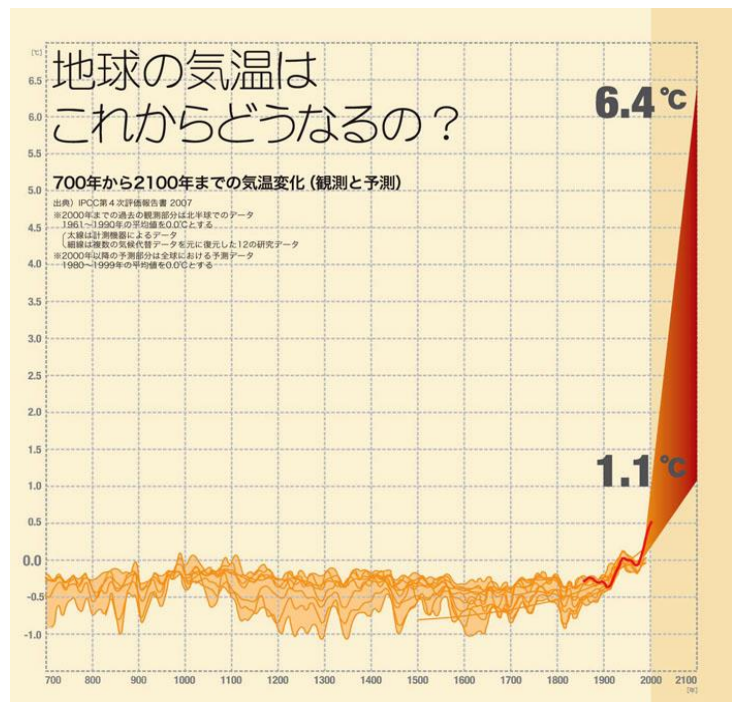
表 42 気象統計情報



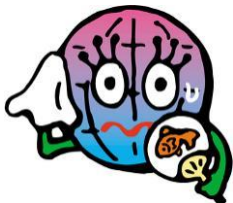
(注) 棒グラフ：各年の平均気温の平年値との差
折れ線：平年差の5年移動平均
直線：長期的な変化傾向
平年値は1971年～2000年の30年平均値
出典 気象庁

また、このまま気温が推移した場合、2100年には地球の平均気温は1.1～6.4℃、海面水位は18～59cm上昇すると予測されています。これにより、農業、食糧供給、水資源、生物多様性、人間の健康等への甚大な影響が危惧されています。

表 43 地球の700～2100年までの気温変動（観測と予測）



出典 IPCC第4次評価報告書

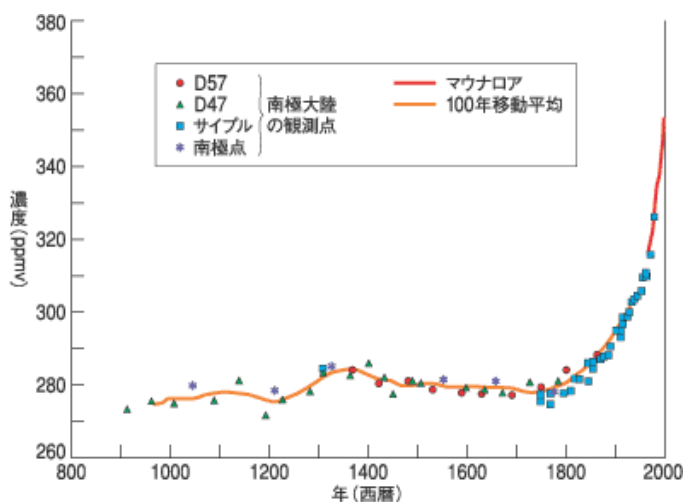


② 世界の二酸化炭素濃度の変動

二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。近年、化石燃料の消費やセメント生産および森林破壊等の土地利用の変化等により、大気中の二酸化炭素濃度は増加しています。温室効果ガス世界資料センターの解析では2005年の世界の平均濃度は379ppmとなっています。

(右グラフは2000年まで表示) 現在の濃度は18世紀より前の平均的な値である280ppmに比べて約35%増加しています。

表 44 世界の温室効果ガス濃度の推移

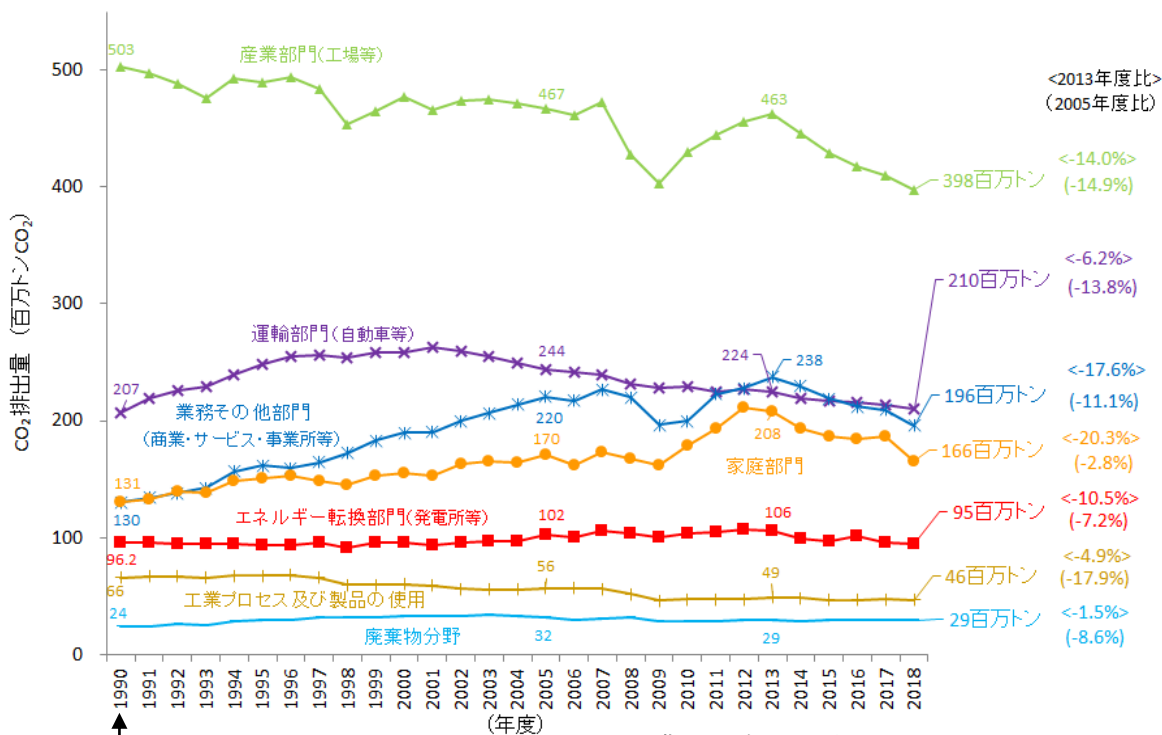


出典: IPCC(1995); 気象庁訳/環境庁「図で見る環境白書」(2000)

③ 日本の温室効果ガス排出量の推移

1990年(基準年)から現在までの温室効果ガス排出量の推移を見ると、景気の影響等で変動はあるものの「産業部門」は、2007年度までほぼ横ばいで推移した後、2008年度と2009年度に一旦減少し、2010年度から2013年度にかけて再び増加しましたが、2014年度以降は減少しています。「運輸部門」は、2001年度頃までは緩やかな増加傾向にありましたが2002年度以降は緩やかに減少しています。一方、民生業務部門の「業務その他部門」と「家庭部門」は、2007年度まで増加傾向で推移した後、2008年度と2009年度に一旦減少し、2010年度から2013年度にかけて再び増加しましたが、2014年度以降は緩やかに減少しています。

表 45 日本の温室効果ガス排出量の推移



出典 温室効果ガスインベントリオフィス

(注) 図中の増減率は、図中の数値ではなく、千トン単位の値で計算

④ 気候変動の影響

国内外において、気候変動による影響が表れ始めています。氷河の後退や低島の海岸浸食・水没、砂漠化の進行など、地域によってはすでに深刻な社会問題となっています。人類の生命のみならず社会基盤をも根底から破壊する気候変動への対策が急務となっています。

気候変動の影響（事例）



写真13 東ブレッガー氷河の後退-1996.7-1996.7.28

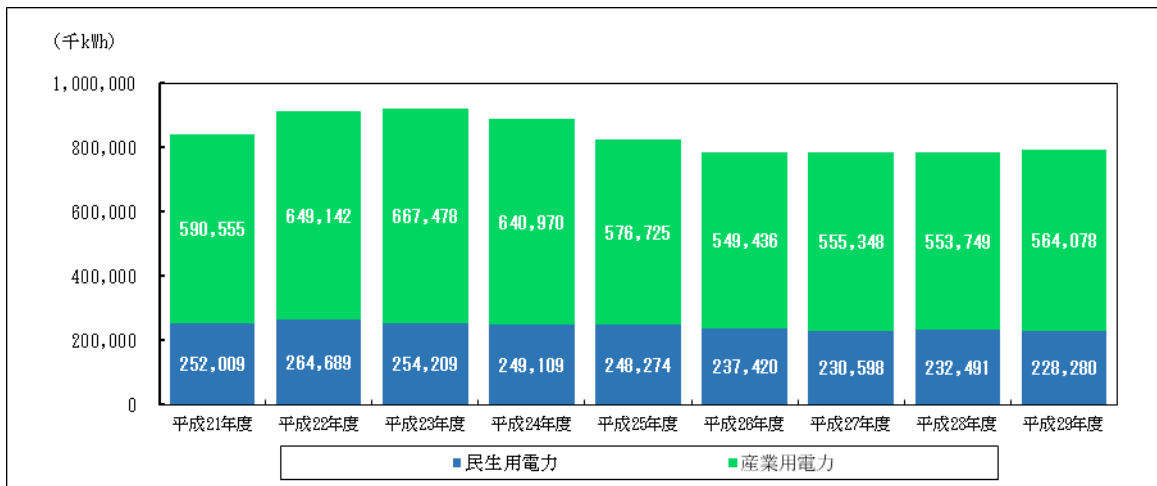


写真14 東ブレッガー氷河の後退-2005.8-2005.8.4

⑤ 本市のエネルギー消費量（電力）

民生用は平成22年度から、産業用は平成23年度から減少傾向にありましたが、平成27年度からはほぼ横ばいで推移しています。

表 46 電力消費量の推移



出典 四国電力(株)坂出営業所



(2) 酸性雨

石炭や石油等の化石燃料を燃焼している工場・事業場や自動車などから硫黄酸化物、窒素酸化物が大気中に放出され、これらの物質が複雑な化学反応を繰り返して硫酸イオン、硝酸イオン等に変化し雨水に溶け込むことで酸性を示すようになり、一般的には水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいます。

本市では、酸性雨に係る調査は2地点で実施しており、近年、年平均値は、瀬居町では常にpH 5.6以下の酸性雨の状況が続いており、府中町では、平成25年度以降はpH 5.6以上となっています。

表 47 酸性雨調査結果

年度 地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
瀬居町	4.9	4.8	4.8	4.8	4.4	4.7	4.7	4.8	5.1	5.1	5.7	6.0
府中町	5.9	5.3	5.3	6.2	6.4	6.5	7.2	6.6	7.2	6.9	6.8	6.8



写真 15 坂出天狗マラソン大会

第4章 基本理念と目標

1. 坂出市の環境の課題

(1) 生活環境

大気質[※]については、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準を超過しています。

水質については、平成25年度の測定において、COD、BODともにほぼすべての測定地点で環境基準を超過する等やや悪化傾向で推移していましたが、その後は改善の傾向が見られ、令和元年度の測定で、CODはほとんどの測定地点で環境基準を達成しました。ただし、令和2年度からは、一部の地点で超過しています。

また、BODは一つの測定地点を除き環境基準を達成しています。

事業活動による環境への負荷が低減されている一方、河川の水質に生活排水の与える影響が大きくなっています。

市民の日常生活に起因するこのような環境負荷を減らしていくためには、市民一人ひとりが日常生活の中で、家庭排水などについて、環境に配慮して行動することが必要です。

騒音は、一般地域で環境基準を満たし、道路沿道では、1地点において環境基準を超過しました。また、振動は、道路沿道における要請限度値を下回っています。

※大気質：オゾン、一酸化炭素、窒素酸化物、エアロゾル（固体または液体の粒子状物質）のような浮遊する地上の汚染物質の程度のこと



■公害防止協定等

番の州臨海工業団地等に工場等が新設された際、各種汚染物質の排出を抑制するため、公害防止協定を締結して監視および指導を行っています。令和3年度末現在、11社と協定を締結しています。

(2) 自然環境

本市は土地利用において山林が36.4%と全国平均の半分程度と少なく、都市近郊緑地の良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づく風致地区として、現在、聖通寺山、角山、笠山、金山、常山の5地区を指定しています。

(3) 快適環境

都市計画区域内の用途地域の状況は、工業専用地域が595.0haと最も広く、31.6%を占めています。本市では、山林等自然環境が少ない中、都市公園は風致公園が1箇所、街区公園が15箇所、緩衝緑地が2箇所、都市緑地が2箇所、広場公園が2箇所あり、市民の憩いの場となっています。

また、現在、本市には、国・県・市指定・国登録・記録選択の文化財が合わせて81件あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切に管理されています。文化財は、建造物、庭園、絵画、彫刻、工芸品、典籍、古文書、考古資料など多岐にわたっています。

(4) 資源循環

ごみの収集状況を見ると、近年、家庭系可燃性ごみ（持込含む）は徐々に減少、不燃性ごみも徐々に減少しており、粗大ごみは増加しています。資源ごみは特に紙類の収集量が著しく減少しています。

また、処理状況を見ると、可燃性ごみ（家庭系・事業系）の焼却量は横ばいで、同様に焼却灰の最終処分埋立量も横ばいです。焼却灰以外の同埋立量は徐々に増加しています。

ごみの収集量は全体的には大きな変化がない中、再資源化量が減少していることから、ごみの分別徹底と再資源化に一層取り組んでいくことが重要です。

(5) 地球環境

世界の年平均気温は、過去100年間に約0.74℃上昇（日本では約1.11℃上昇）し、近年になるほど温暖化の傾向が加速しています。このまま推移した場合、2100年には地球の平均気温は1.1～6.4℃、海面水位は18～59cm上昇すると予測されています。これにより、農業、食糧供給、水資源、生物多様性、人間の健康等への甚大な影響が危惧されています。

本市の電力消費量の推移を見ると、民生用は平成22年度から、産業用は平成23年度から減少傾向にありましたが、平成27年度からはほぼ横ばいで推移しています。省エネルギー・省資源は、地球に対する環境負荷を減らすための基本的かつ重要な対策です。市民、事業者、行政の各主体は、それぞれの立場で省エネルギー・省資源に協力することが求められ、また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及や利用促進等の積極的な取組が必要となっています。



2. 基本理念

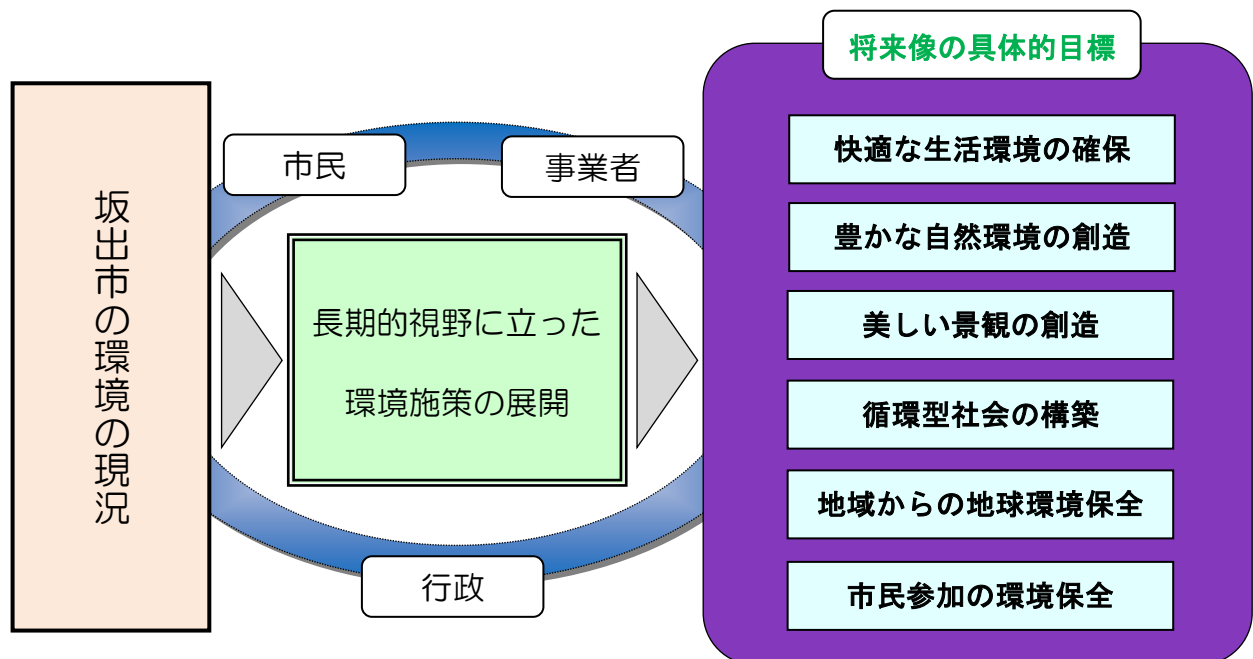
坂出市環境基本条例第3条には、本市の環境の保全および創造についての基本理念が定められています。本計画においては、より具体的な施策を展開します。

- ①市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在および将来の市民が享受できるよう、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ②すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減および持続的発展が可能な都市づくりを目指して、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ③地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、地球環境保全に資するように積極的に快適な環境の保全および創造に努めます。

3. 将来像の具体的目標

環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で、また、人と自然が共生していくために、欠かすことができない重要な課題の一つです。本市の環境の現況を把握し、すべてのものの共通認識となる「望ましい環境像」を定め、その実現に向けて、長期的視野に立った環境施策の展開が求められています。そして、行政だけではなく、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、一体となって環境保全に取り組んでいくことが必要です。

図 15 坂出市の望ましい環境像



(1) 快適な生活環境の確保

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害の発生を防止し、生活の質や安全性の向上につながる施策を推進することで、市民が健康で快適に、安心して暮らせる環境を確保します。

(2) 豊かな自然環境の創造

生態系の保護を図り、生物の多様性を確保し、森林、農地、水辺などにおける多様な自然環境の保全と創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保します。

(3) 美しい景観の創造

地域の歴史的・文化的な環境の保全および身近な自然環境を生かした良好な景観の形成・整備を推進し、美しい生活環境を創造します。

(4) 循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量廃棄の社会経済システムを見直し、資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制および適正な処理などの環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組を行います。

(5) 地域からの地球環境保全

行政だけでなく市民や事業者も気候変動・オゾン層破壊などの地球環境問題の重要性を認識し、環境目標の達成に向けて、日常生活や地域の主体的な活動等によって地球環境保全に貢献することを目指します。

(6) 市民参加の環境保全

市民に対する環境教育等の充実および意識の高揚に努め、市民参加による環境資源の保全と創造を進めていきます。



写真 16 坂出天狗まつり

第5章 目標実現のための施策

持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月に持続可能な社会の実現に向け、人権、平等、貧困、健康、教育、気候変動など、地球規模の様々な課題に対する国際的な取組を進めるため開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、このアジェンダに掲げられたのが17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」です。

我が国では、国内実施、国際協力の両面において、「誰一人取り残さない」持続可能な世界に変革することを目指し、経済・社会・環境の相互関連性を意識して8つの優先課題とSDGsアクションプランの取組を推進していく方針が決定されました。

SDGsには、持続可能な都市、気候変動といった地球環境そのものや、地球環境に密接に関わる課題に係るゴール（目標）が設定されており、本計画に基づく各種の取組も、SDGsの理念や目標を踏まえ、実施していきます。



図 17 持続可能な開発目標 (SDGs)

地域循環共生圏

国の第五次基本計画では、SDGsの考え方を活用し、環境・経済社会の統合的向上に向けた取組の具体化に向けて、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自律・社会を形成しつつ、各地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う取組を推進しています。

「地域循環共生圏」創造に向けた施策の展開として、分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、環境リスク管理等の環境保全の取組を着実に推進することとされています。

本市も「地域循環共生圏」の創造に向け、再生可能エネルギーを活用した発電・熱利用等、地域資源を有効利用する取組や、幅広いパートナーシップの強化等について、検討を重ねていきます。



地域循環共生圏とは ～地域が自立し、支え合う関係づくり～

図 17 持続可能な開発目標 (SDGs)

出典 環境省

1. 快適な生活環境の確保



(1) 大気汚染の防止

- ① 大気の状態を正しく把握することで公害防止につなげるよう、大気測定を継続して実施し、光化学オキシダント等による大気汚染が著しく悪化した場合は、「香川県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、予報等を発令し市民に周知を行います。ダイオキシン類については関係機関と連携し、必要に応じて調査を実施します。また、法令や条例の規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。

■大気測定

測定局に設置している自動測定機をテレメータ化して常時監視（香川県環境保健研究センター監視情報部門で監視）し、県ホームページ「さぬきの空」を通じて測定結果を公表しています。また、ダストジャー法による降下ばいじんの測定を4地点、酸性雨の調査を2地点で実施しています。

- ② 大気汚染物質の発生源となっている工場等に対して、ボイラーや廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の適切な設置、維持管理を行うよう関係機関と連携し、指導および監視を行います。

■立入検査

公害防止協定・覚書の締結工場を対象に、香川県の協力のもと、大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設・粉じん発生施設の立入検査を行っています。また、発生源の常時監視として3社に煙源測定局を設置しています。

- ③ ごみ焼却場等の計画的な維持管理を行い、ダイオキシン類の発生を抑制し、再使用や再生利用のできないごみについては飛散などしないように適切に処理します。また、老朽化した設備、機器等の更新や改良を実施し、高性能化や省エネ化により二酸化炭素排出量の削減を図ります。
- ④ 市内の建築物に使用されているアスベストの状況を把握し、適正な処理を行うとともに、建物の取り壊しや改修時の飛散防止を徹底します。
- ⑤ 基準を満たさない焼却炉の使用や野焼きの禁止について、市民に広く啓発・指導します。
- ⑥ 道路等を整備することによって、渋滞を緩和し、自動車が適正な速度で走行できるように努めます。これにより、排気ガスや二酸化炭素の発生抑制を図ります。
- ⑦ 電気自動車やハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車等排気ガスの少ないエコカーの購入や使用を推進します。
- ⑧ 「坂出市立地適正化計画」に基づき、まちなかの交通利便性を向上させるとともに各地域とまちなかを結ぶ公共交通結節機能を強化するなど交通利便性の向上を図ることで、自家用車に頼らないライフスタイルを推進し、温室効果ガスの排出削減に努めます。



- ⑨ 通勤や買い物はできるだけ自転車や公共交通機関を利用して自家用車の使用を控え走行中はエコドライブ等に努めるなど、一人ひとりが以下のようなライフスタイルの見直しに積極的に取り組んでいくことを求めます。

- ◇ 公共交通機関の利用促進
- ◇ 自転車の利用促進
- ◇ ノーカーデーの推進
- ◇ アイドリングストップ運動の推進
- ◇ エコドライブの普及啓発



- ⑩ 樹木は汚染物質の吸収・吸着機能を有します。樹木の大气浄化・拡散効果を利用して「環境施設帯」等の整備を検討し、沿道の環境対策を推進していきます。

(2) 悪臭の防止

- ① 市民からの苦情等に迅速に対応し、発生源の特定と実態把握に努めます。
- ② 悪臭の発生源となっている事業所等に対して、適切な監視と指導を行い、悪臭公害の防止を図ります。

(3) 水質汚濁対策

- ① 河川、海域の定期的な水質検査を実施し、水質を監視します。ダイオキシン類、有機塩素系溶剤等については、関係機関と協議し、必要な調査を行います。
また、法令に基づく水質汚濁物質の総量規制や監視・指導を進めていくだけでなく、法令の規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。

■水質調査

類型指定された3河川および小河川のうち8河川、海域は11箇所水質検査を定期的に行っています。

また、ゴルフ場では殺菌剤、殺虫剤、除草剤が使用されることが多いため、市内にある2箇所のゴルフ場において水質調査を実施しています。

- ② 工場等の排水については、関係機関と連携し、法令を遵守するよう適切な監視、指導を行います。

また、下水道の整備や浄化槽の設置および適切な維持管理の促進、家庭での水質浄化等、生活排水対策を推進します。

■下水道整備

下水道は、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図るための基本的な施設であり、昭和52年12月に中讃流域下水道（大東川）計画が策定され、本市も流域関連公共下水道として計画を策定し、市街地等656haについて事業認可を受け、処理区域の拡大を図るため管渠整備を進めています。

■浄化槽設置整備補助事業

生活環境の快適性を高め、環境衛生の向上を図るための事業の一環として、未処理のまま排出されていた生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)を、し尿と併せて処理する浄化槽を設置する市民に対し、補助金を交付して設置促進を図っています。

- ③ 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）の普及に努め、農地から流れ出る肥料成分や農薬を抑制します。

また、畜産施設については、糞尿の堆肥化などの対策を講じるとともに、畜舎の適正管理を進めます。

- ④ 市民、事業者等の参加と協力を得て、河川や海岸を清掃します。



（４）地下水汚染の防止

- ① 地下水の水質検査等を行い、汚染状況を把握します。
- ② 関係機関と連携し、工場等の有害物質の使用や保管、排水などを適正に行うように監視、指導を行い、有害物質の地下への浸透を防止します。
- ③ 地下水のかん養につながる雨水貯留タンクや雨水浸透ます、透水性舗装などの普及を図ります。
- ④ 廃棄物最終処分場周辺から出る地下水については、定期的に水質を検査する等、実態把握を行います。

（５）土壌汚染の防止

- ① ダイオキシン類、有機塩素系溶剤や鉛等の汚染物質による環境への影響については、関係機関と協議し、必要な調査を実施するなど、土壌汚染の実態把握に努めます。
- ② 関係機関と連携し、工場等に対して有害物質を地下浸透させることのないように指導を徹底し、土壌汚染の防止を図ります。
- ③ 法令や条例に基づく土壌汚染物質の監視・指導を進めていくだけでなく、規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。
- ④ 土壌を保全するため、農業における化学肥料から有機肥料への転換および農薬使用量の低減を促進します。
- ⑤ 土壌および地下水の汚染を防止するため、有害化学物質の使用場所および保管場所周辺の実態把握に努めます。



(6) 騒音・振動対策

- ① 騒音・振動の実態を正しく把握するため、測定調査の充実を図ります。

■騒音調査

市内において騒音・振動調査を定期的に行っています。環境騒音を3地点、自動車騒音を3地点、道路交通振動を3地点で測定しています。

- ② 騒音・振動の発生源となっている工場等に対して、機械設備の適切な維持管理等の対策を行うように監視と指導を行います。
- ③ 工場等の新築・増築の建築確認申請および機械の増設時等に、騒音・振動の影響が危惧される場所には、計画の段階で対策を行うように指導します。
- ④ 特定建設作業に伴う騒音・振動を防止するため、適切な監視と指導を行います。
- ⑤ 生活騒音の防止を図るため、運転マナー等の啓発活動を行い、騒音防止に配慮した生活を心がけるよう市民意識の向上を図ります。
- ⑥ 徒歩や自転車、公共交通機関等の利用を促進し、自動車交通総量の抑制に努め、交通騒音や振動の防止を図ります。
- ⑦ 高速道路や幹線道路などでは、植樹帯や遮音壁の整備などの環境保全対策を進め、環境に配慮した道路整備を進めます。



2. 豊かな自然環境の創造



(1) 水辺環境の保全・創出

- ① 関係機関と連携しながら、親水性に配慮した護岸改修や水辺広場の整備など良好な水辺環境を保全・創出します。
- ② 河川や海岸の清掃美化活動を促進します。

(2) 森林の保全・活用

- ① 水源の環境を保全するために、健全な森林育成を推進します。
- ② 森林を市民の憩いの場や自然体験の場として活用ができるように自然環境の保全に配慮し、森林整備や松くい虫被害防止対策に取り組みます。
- ③ 開発事業等に当たっては、関係法令に基づき環境影響評価（環境アセスメント）を実施するなど、環境への適切な配慮を事業者に働きかけます。

(3) 生物多様性の確保

- ① 多様な野生生物が生息できるように希少動植物の生息地や自生地など自然環境の保全に努めます。

■環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業等のうち、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境汚染や自然破壊を未然に防止することが必要です。

そのため大規模な開発事業等の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測および評価を行う環境影響評価は、環境悪化を未然に防止するための極めて重要な施策です。

本市においてはこれまでに、自主アセスメントを含めて6事業について環境影響評価が実施されています。

- ② 開発事業者へは、環境配慮指針等による自然環境に配慮した工事への指導を行っていきます。公共事業において開発事業を行う際には、生息環境を分断しない配慮や、河川・ため池・農業用水路等で生息する生物に配慮した工法による保全など、自然環境への影響を最小限に抑えるように整備を進めます。
- ③ 市民との共働により、貴重な野生生物の生育に関する情報の収集に努めるとともに外来種に係る情報の収集と外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）の周知啓発に努めます。
- ④ 野生生物に関する正しい知識の普及と、保護意識の啓発を図るとともに、被害防止柵の設置等により有害鳥獣の防除を推進します。
- ⑤ 市民や観光客に対し、希少種を含めた野生動植物の採取を控えるように啓発し、保護意識の醸成を図ります。
- ⑥ 市民に潤いとやすらぎを与えてくれる良好な水辺環境の維持・再生に努め、水生生物を保護するとともに、人の手によって陸域と沿岸海域を一体的に総合管理することによって、物質循環機能が適切に保たれる豊かで多様な生態系と自然環境の保全に努めます。
- ⑦ 海域の環境悪化や気候変動に伴う生態系の変化に適応するため、重要稚仔放流事業や養殖漁業の支援等による資源管理型漁業を推進します。

3. 美しい景観の創造



(1) 環境に配慮した都市景観の形成

- ① 市民の理解と協力を得ながら、建物や景観形成等の周辺環境に配慮した、美しいまち並みの形成を図ります。

■ 放置自転車対策

放置自転車の撤去・保管、放置禁止区域の標示により、放置自転車の排除を行うことで、安全で快適な環境を確保しています。

- ② 道路や橋梁等都市施設の整備にあたっては、その地区の個性に応じたまち並みを形成するようにデザイン等に配慮します。

- ③ ランドマークとなる公共施設の整備にあたっては、周辺環境と調和するように施設デザインに配慮します。



- ④ 屋外広告物の制限等、美観の確保を図ります。

- ⑤ 光害について啓発し、星空を楽しむことができるような環境づくりに努めます。

- ⑥ 市民の環境美化意識の高揚を図るとともに、市民等による道路、公園等における環境美化活動の支援に努めます。

■ 環境美化活動の推進

年間を通じた清掃活動として、自治会、老人会、企業等に参加を呼びかけて、市内全域の清掃、ごみの回収を行っています。

また、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会では、平成5年度から多くのボランティアの参加を得て、瀬戸内海全域の海岸および海域で清掃活動を実施しています。市内の主要河川においても、多くのボランティアの参加を得て河川の清掃を実施しています。

さらに、地元自治会等の参加を得て、市内幹線道路の清掃を行っています。

(2) 緑化の推進

- ① 都市緑化の総合的な推進を図るため、公園緑地の整備に努めます。

- ② 都市緑化推進の先導的な役割を果たすよう、公共施設の緑化を推進します。

- ③ 都市計画道路などの街路樹等の整備を推進し、良好な沿道環境の形成に努めます。

- ④ 商業地、事業所、工場等における敷地の緑化等を推進します。

- ⑤ 生け垣化や沿道の花壇づくり、指定樹木の保全等に対して助成制度の充実を図るなど、市民の自主的な緑化活動の支援に努めます。

- ⑥ 水と緑のネットワーク形成に努めます。



- ⑦ 法令や条例に基づく緑地の保全を継続して進めます。
- ⑧ 「ゴーヤの苗の配布」や「緑のカーテンコンテスト」、「緑のフェスティバル」、「花と緑のオータムフェア」などを通して緑化に対する市民意識の高揚を図り、市民・企業・行政が一体となって花と緑あふれるまちづくりを進めます。

■環境ポスターコンクールの開催

市内全小・中学校を対象に環境に関するポスター作品を募集し、子どもたちからの環境美化意識の啓発に役立っています。

(3) 自然景観の保全

- ① 市内に残存する樹林地、樹木等により形成される自然景観の保全を促進します。
- ② 市街地周辺の山々は、四季の移り変わりを感じさせるように自然景観の形成に努めます。

(4) 歴史・文化資源の保全

- ① シンボルとなる歴史・文化資源の周辺を保全・整備することにより、貴重な資源を次世代へ継承するとともに、地域景観の向上を図ります。
- ② 身近な歴史・文化資源の発掘に努め、情報提供することにより、歴史の感じられるまちづくりに努めます。

■文化財の保護

文化財の保護・保全を図るため、文化財保護団体および研究団体に補助金を交付しています。



写真 17 香川県立ミュージアム分館

4. 循環型社会の構築



(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

- ① リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの必要性等について啓発等に努め、市民や事業者の意識の高揚を図ります。
- ② リサイクルに関連した地域活動を促進し、分別回収等を推進・拡大して、市内のごみ回収の充実を図ります。
- ③ ごみや資源物の分別・回収方法などについて、冊子、ポスターの配布や市政出前講座等を通じて周知するとともに、適切な情報を提供します。また、ごみ分別促進アプリの配信を、令和3年3月より開始し、スマートフォンやタブレット端末で収集日や分別方法等の情報が確認できるようになりました。
- ④ 食品ロスの削減に関係部局と連携して取り組むとともに、やむを得ず発生する生ごみについてはコンポスト（生ごみ処理容器）等による資源化を促進します。
- ⑤ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充にあわせ、収集体制や施設の整備について検討します。
- ⑥ レジ袋有料化（令和2年7月～）に伴い、市民への啓発を図り、プラスチック資源の有効利用等、さらなる資源化意識の向上とプラスチックごみ減量の促進に努めます。

■レジ袋の有料化

プラスチックは、軽量で丈夫などの理由から、生活に身近なものとして普及してきました。一方で、海洋プラスチックごみ問題も深刻化しており、このままでは令和32年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を上回ってしまうとも言われています。また、海洋プラスチックごみは、時間経過とともに劣化と破碎を重ねながら、マイクロプラスチックと呼ばれる微碎片となり、このマイクロプラスチックを海の生き物が誤食することで悪影響をもたらすと言われていています。このような問題を解決するために、私たちにはプラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していくことが求められています。こうした状況を踏まえ、使い捨てプラスチックの使用をできる限り抑え、エコバックを持参する等の環境にやさしい行動や心がけを促し、私たちのライフスタイルを見直すことを目的とし、令和2年7月1日から、一部例外を除きレジ袋が有料化されました。

■市指定ごみ収集袋のレジ袋化

レジ袋の使用総量の抑制を図り、プラスチックごみの削減を目的として令和4年11月21日より、本市の指定ごみ収集袋をレジ袋として一部の店舗で利用できるようになりました。



(2) 廃棄物の適正処理の推進

- ① 環境美化を促進し、公共の場所や他人の所有地にごみを捨てたり、散乱しないように指導・徹底を図ります。
- ② 一般廃棄物の適正処理を促進します。
- ③ 廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、「坂出市一般廃棄物処理基本計画」に基づき計画的、広域的な取組を進めます。

(3) エネルギーの有効利用

- ① 太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーの有効利用の推進に努めます。
- ② 再生可能エネルギーの有効活用を図るため、住宅用太陽光発電システム等設置に対する補助などを実施します。

■再生可能エネルギー利用の普及促進

太陽光等の再生可能エネルギー利用について、窓口に冊子・パンフレット等を置き市民への啓発を行っています。また、平成16年度に住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対する補助制度、さらに、令和2年度には住宅用太陽光発電システムに接続する蓄電システムを設置する市民に対する補助制度を創設し、再生可能エネルギーの活用促進を図っています。

- ③ 省エネルギーに配慮した施設の整備、LED照明や空調におけるトップランナー機器・設備の導入、情報の提供を進め、省エネルギー活動の促進に努めます。

■太陽光発電の活用

大橋記念図書館および本庁舎本館、一部の小中学校の屋上に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を館内や庁舎、校舎内の電力の一部として利用しています。

■施設等へのLED照明導入の推進

市の施設の照明器具や道路照明等のLED化を推進します。

本庁舎本館はLED照明を導入しています。

■グリーン調達

市の物品調達にあたっては、環境に配慮した製品の開発・販売状況を調査した上で指定用品の選択を行っています。

- ④ 節水の工夫や雨水利用施設の導入により、水利用の適正化や水資源の有効利用に努めます。

■雨水貯留施設設置・改造補助事業

雨水の有効利用および浄化槽の再利用を推進し、水資源および環境の保全を図り、節水型まちづくりに資することを目的として、雨水貯留施設を新設する者および不要になった浄化槽を雨水貯留施設に改造する者に対し、補助金を交付して設置促進を図っています。



- ⑤ 家電製品を効率的に使う消費電力の抑制を図り、冷暖房の温度設定を控え目にするなど職場や家庭での省エネルギーを推進します。

■省エネルギーの普及・啓発

エネルギー消費を抑制するために、省エネルギーの取組に関するパンフレットを行政機関の窓口に置き、市民や事業者への啓発に努めています。

5. 地域からの地球環境保全



(1) 地球温暖化防止対策の推進

- ① 二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制のため、省エネルギーの取組や、再生可能エネルギー等の利用の促進に努めます。
- ② 徒歩や自転車、公共交通機関の利用により、化石燃料の消費を抑え、温室効果ガスの排出を抑制するように呼びかけます。
- ③ 電気自動車やハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車など、エコカーの普及に努めます。
- ④ アイドリング・ストップなど、エコドライブ運動を推進します。



■温暖化防止の取組

市の公用車に対してアイドリング・ストップの啓発を行っています。また、公用車の買い替えにあたり、低排出ガス車、エコカー等の導入を進めています。(令和元年度現在、エコカー等導入台数45台)

- ⑤ 「環境家計簿」の普及や「グリーンコンシューマー（環境を大切にしている消費者）」の育成に努めます。
- ⑥ 最適消費を基本とした環境にやさしいライフスタイルへの転換やグリーン購入の促進など、地球温暖化対策に関する普及啓発に努めます。

■地球環境問題の普及・啓発

市の広報誌で定期的に環境特集を組み、温暖化対策を啓発しています。また、地球環境に関するパネル展、リサイクルフェアを開催しています。

(2) オゾン層保護対策の推進

- ① フロンの回収に協力するとともに、フロンなどを用いない機器の導入・普及に努めるなど、オゾン層破壊物質を使用する製品の製造・購入を可能な限り抑制します。
- ② 関係機関と連携し、製造業におけるフロンなどの使用削減を働きかけます。

(3) 酸性雨対策の推進

- ① 酸性雨の実態調査の充実や、酸性雨発生の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出の抑制対策を推進するように関係機関に働きかけます。
- ② 酸性雨の実態を把握するため、雨水のモニタリング調査を実施します。



■地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

本市では、自らが率先して環境に配慮した活動を実行し、市民、事業者などによる環境保全の取組を促すため、平成11年8月に「坂出市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進しています。

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の取組

1. 温室効果ガス排出削減のための取組
 (温室効果ガス排出量を令和3年度までに平成25年度に比べて8%削減を目標とする)
 - ①施設・設備の省エネ化の推進
 - ②職員による省エネルギーの取組
2. その他の環境配慮の取組
 - ①用紙使用量・上水使用量・廃棄物排出量の削減等の省資源の取組
 - ②グリーン購入の推進
 - ③公共工事の実施にあたっての配慮
 - ④イベントの実施にあたっての配慮
 - ⑤職場以外の日常生活における配慮
3. 計画の推進体制の整備と進捗状況の点検・調整・見直しおよび公表

表47 資源・燃料等の使用量

項 目		平成25年度	令和元年度	令和2年度
複写用紙（コピー用紙）の使用量（枚）		8,862,600	10,903,000	10,959,700
自動車燃料	ガソリン（ℓ）	74,694	61,607	53,784
	軽油（ℓ）	78,806	55,807	56,111
電気使用量（kwh）		10,423,311	8,847,739	9,050,424
上水道使用量（m ³ ）		127,623	118,736	113,610
廃棄物排出量（t）		1,434	1,451	1,449
温室効果ガスの総排出量（t）CO ₂ 換算		7,991	5,553	4,619
温室効果ガスの総排出量対平成25年度比			69.5%	57.8%
温室効果ガスの総排出量対平成25年度比 （水道局除く※）			88.6%	73.7%

※平成30年度に水道事業広域化により水道局は別組織となる。

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し

2050年カーボンニュートラルに向けて、政府は令和3年4月に「温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%削減する。」と新たな方針を示し、本市も坂出市議会令和3年9月定例会において「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを宣言しました。現行の実行計画については、平成29年度から令和3年度までの計画期間となっており、政府の方針等を踏まえて新たな数値目標および目標を実現するための対策を検討し、令和3年度に実行計画の見直しを行い、令和8年度までに、平成25年度に比べて38.2%削減することを目標として、削減に努めます。

6. 市民参加の環境保全



(1) 環境教育・学習の推進

- ① 環境に関する講座・教室等の充実を図り、市民および事業者に対して学習の場の提供を推進します。

■環境学習講座の開催

小学校または中学校において、年に1回、体験を交えた環境学習講座を開催しています。

- ② 学校における環境教育・学習の一層の推進を要請するとともに、支援に努めます。
- ③ 家庭における環境教育の大切さを啓発し、その促進に努めます。
- ④ 地域の各種団体等に対して、出前講座（例：環境キャラバン隊）を活用する等環境学習への積極的な取組を働きかけるとともに、支援に努めます。
- ⑤ 環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ⑥ SDGsで提唱されている地球規模での環境問題について、ESD[※]の視点を取り入れた環境教育等を通じて市民への周知・啓発に努めます。



※ESD：持続可能な社会の担い手を育てるための教育として、地球上の様々な問題を解決するため、自ら考え判断し、他者と力を合せながら行動していく力を身に付けるための学習のこと

(2) 環境情報の提供

- ① 環境情報の積極的な収集と体系的整備に努めます。
- ② 環境情報を広報誌や市ホームページに掲載し広報活動の充実を図ります。
- ③ ケーブルテレビやインターネット等を活用した環境情報の提供に努めます。
- ④ 市民および事業者の環境保全に関する知識の普及を図るため、イベントの開催等の活動を推進します。

(3) 市民参加による活動の推進

- ① 行政・市民・事業者などあらゆる主体が自発的に協力して、環境保全活動を推進するような仕組みづくりを検討し、市民組織の支援・育成に努めます。

■かがわ「里海」づくり協議会

香川県内において、関係者や県民の幅広い主体的な参画と理解のもと、「豊かな海」の実現を目指し、山・川・里（まち）・海をつなげる施策を総合的に進める里海づくりを推進するため、かがわ「里海」づくり協議会が平成25年4月に設置されました。

- ② 地域住民や市民団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、その育成・支援に努めます。

■王越とんぼランドの再生

王越小学校の閉校や、人口減少、高齢化などの影響で手入れが滞り、荒廃していた「王越とんぼランド」を、地域住民が中心となり王越とんぼプロジェクト実行委員会を平成30年2月に立ち上げ、市補助金を活用し住民やボランティアにより水路や遊歩道等の整備を進め、令和元年7月に新たに「王越とんぼランド」が完成し、年間を通して四季折々の自然観察を行うことができるようになりました。

■体験学習プログラム「交流の里 おうごし」

廃校となった旧王越小学校を改修して開設した、王越宿泊型野外活動施設「交流の里 おうごし」において、地域住民が集まった「王越町共に生きるまちづくり推進協議会」による、自然とふれあい、郷土の味や豊かな山海を体験する体験学習プログラムが令和2年4月より開始されました。

- ③ 地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」等の国や県などが実施するアクションキャンペーンの普及啓発を図るとともに、節電やクールシェア・ウォームシェアなど市民・事業者が気軽にできるエコライフの取組を推進します。
- ④ 事業者が自発的に行う、事業活動における環境への負荷を低減させる取組の普及に努めます。

第6章 環境配慮指針

1. 市民の環境配慮指針

(1) 大気を保全する行動

- ・自動車排出ガスを削減するため、マイカー利用を控え、バス・電車等の公共交通機関を利用しましょう。
- ・自動車の不用なアイドリングをやめ、待機中はエンジンを停止しましょう。
- ・マイカーの購入には、エコカーを選定しましょう。



(2) 水質を保全する行動

- ・水質汚濁防止のため、合成洗剤よりも石鹸を使用し、使用量も最小限に努めましょう。
- ・廃食用油は石鹸を作るなど、リサイクルに努めましょう。また、捨てる場合は固めて捨てるなど適切な処理をしましょう。
- ・浄化槽は適切な維持管理を行い、法定検査を必ず受けましょう。

(3) ごみを減らす行動

- ・マイバック等を使用し、プラスチックごみの減量に努めましょう。
- ・トレーを使っている製品を買わないなど、容器包装ごみをできるだけ減らしましょう。
- ・紙コップなどの使い捨て商品は可能な限り使わないようにしましょう。
- ・家具や日用品はできるだけ長く使い、家電については省エネ性能を考慮して買い替え時期を検討しましょう。
- ・食材は必要な量だけを購入し、生ごみはできる限りコンポスト(堆肥)化しましょう。
- ・空き缶、空き瓶、ペットボトル、牛乳パック、古紙や古布などは地域の集団回収や店頭回収に出しましょう。
- ・フリーマーケットや不用品交換会等の場を有効に活用しましょう。
- ・ごみの分別を徹底しましょう。
- ・本を読む際は図書館を積極的に利用するとともに、本を買う場合は本当に必要なものだけにしましょう。



(4) まちを美化するための行動

- ・河川、水路、公園等の地域の清掃活動に参加しましょう。
- ・たばこや空き缶のポイ捨てをしないようにしましょう。
- ・ペットの糞は、飼い主の責任で処理しましょう。



(5) 自然、景観、歴史的文化的遺産を保全するための行動

- ・貴重な野生の植物を抜いたり、折ったり、持ち帰らないようにしましょう。
- ・野鳥とふれあえるように庭などには実のなる木を植えましょう。
- ・外来種の魚や動物を放すのはやめましょう。
- ・魚釣の際は、海や河川に釣針や釣糸等を捨てないようにしましょう。
- ・街路樹や公園等の身近な緑を大切にしましょう。
- ・住宅や庭づくりでは、周辺景観との調和を図り、緑化に努めましょう。
- ・身近な歴史的文化的遺産を環境資源として大切にしましょう。



(6) 地球環境を保全するための行動

- ・エコマーク商品等の環境にやさしい製品のグリーン購入に努めましょう。
- ・冷暖房の使用時間の短縮、使用回数の削減、適温の維持など電気使用量の削減に努めましょう。
- ・省エネルギー型の電気製品やガス器具を選択しましょう。
- ・照明やテレビは小まめに消しましょう。
- ・風呂の水の再利用や雨水タンクの設置など、水道使用量の削減に努めましょう。
- ・太陽熱温水器、太陽光発電の利用や、太陽光で発電した電気を蓄電池に蓄え利用するなど、再生可能エネルギーを有効に活用しましょう。
- ・家屋の断熱性を向上させ、エネルギーの有効利用を行いましょ。
- ・環境家計簿をつけ、省エネやごみの抑制に努めましょう。



(7) その他の行動

- ・まちづくりに参加・協力しましょう。
- ・環境に関するイベント等に参加しましょう。



2. 事業者の環境配慮指針

(1) 大気・水・土壌を保全する行動

- ・自動車の不要なアイドリングをやめ、待機中はエンジンを停止しましょう。
- ・自動車の効率的使用を推進しましょう。
- ・エコカーの導入を推進しましょう。
- ・排出・排水基準などの法規制を遵守しましょう。
- ・社員、職員にマイカー通勤の自粛を指導しましょう。



(2) ごみの減量と適正処理のための行動

- ・廃棄物の減量化、マニフェスト制度による適正な処理または処分を行いましょう。
- ・適正な生産・在庫管理を行い、食品ロスを含めた廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- ・ごみの分別を徹底しましょう。
- ・再生紙購入や使用済み用紙を古紙として再生に努めましょう。
- ・リサイクル製品を利用しましょう。

(3) まちを美化するための行動

- ・敷地周辺の美化に取り組みましょう。
- ・地域の清掃活動に参加しましょう。



(4) 自然、景観、歴史的文化的遺産を保全するための行動

- ・地域の自然環境を認識し、保全していきましょう。
- ・地域の歴史的文化的遺産を認識し、保存していきましょう。
- ・敷地や建築物の周囲の緑化に努めましょう。
- ・建築物は、周辺景観との調和を図りましょう。

(5) 地球環境を保全するための行動

- ・エコマーク商品等の環境にやさしい製品のグリーン購入を勧めましょう。
- ・省資源・省エネルギー活動を実践しましょう。
- ・太陽熱温水器、太陽光発電の利用や、太陽光で発電した電気を蓄電池に蓄え利用するなど、再生可能エネルギーの有効活用を進めましょう。
- ・雨水の利用、中水道システムの導入など、水の有効利用に努めましょう。
- ・フロンや代替フロンを使用している機器を廃棄する際は、フロン等の排出を抑える対策を行いましょ。
- ・温室効果ガス排出抑制のために、地球温暖化防止行動計画等の策定に努めましょう。
- ・地域の環境関連活動に参加しましょう。



(6) 環境管理のための行動

- ・製品開発においては、設計段階から流通、消費、廃棄物等で環境に与える影響について自ら評価(ライフサイクルアセスメント)を行うことに努めましょう。
- ・物品の一括購入、原材料、部品の適正管理を進め、物流の合理化を行いましょ。
- ・自社の環境に関する情報を公表しましょ。
- ・社内の環境教育を実施しましょ。
- ・国際認証規格ISO14001^{※1}や、エコアクション21^{※2}等のPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの構築に取り組み、環境経営の実効性を高め、事業活動における環境配慮に努めましょ。



※1：企業がつくる製品の仕様や業務の手順の基本的な部分を各国で共通化しようと、ISO（国際標準化機構）が仕様（スペック）を定めた環境マネジメントシステムの規格

※2：ISO14001をベースに環境省が策定した、中小企業等でも容易に取り組むことができる日本独自の環境マネジメントシステム

第7章 計画の推進

1. 推進体制の整備

(1) 庁内体制

本計画の円滑な推進、進行管理およびその実効性を確保するためには、庁内体制の整備が重要となるため、事務局を設置し効果的に推進していきます。また、本計画の各種施策ならびに環境にかかわる事業の専門的事項の検討、総合的な調整などを目的として、庁内組織である「(仮称)坂出市環境基本計画推進会議」を必要に応じて設置します。

(2) 坂出市環境審議会

環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・検討をするための機関であり、学識経験者・市議会議員・民間団体等の構成員・関係行政機関の職員で組織されます。本市は審議会に対して、本計画の変更や推進に関する報告を必要に応じて行うとともに、審議会からの意見等を受けてその反映に努めていきます。

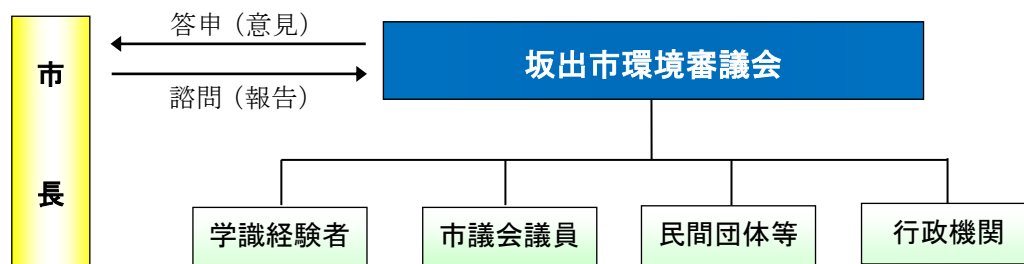


図 14 坂出市環境審議会

(3) 市民・事業者との連携・協力体制の整備

本計画は、市民・事業者の連携・協力を図り実効性の伴う計画としていきます。そのために、本市では次のような点で市民・事業者とのパートナーシップづくりを図っていきます。

① 市民・事業者との意見交換の場づくり

本計画は、年度ごとに点検・評価を行うなど必要に応じて適宜見直し作業を行っていきます。その際、より多く地域住民の意見を反映させるため、本市では市民・事業者との多種多様な交流の場を設け、広く意見を求めていきます。

② 環境保全に係る支援体制の強化

リサイクル運動や地域の資源ごみ回収活動等を行っている市民団体および環境保全活動を行っている各種団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを推進することで、環境に配慮したまちづくりへの自発的な取組が今後一層活性化されるように努めていきます。

③ 環境情報システムの整備と活用

環境保全に関する各種情報の整備を図り、市ホームページや広報誌などに情報を提供します。

2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要となります。本計画では、環境マネジメントシステムで採用されている『PDCAサイクル』(Plan→Do→Check→Action)の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に点検・評価し、進行管理を推進していきます。

(1) 進行管理体制

本計画の進行管理は、「事務局」が中心となり進めていきます。

事務局は、庁内関係各部署へ、定量目標を設定した項目に対しての達成状況の確認を行い、また定量目標以外の施策の実施状況や課題の整理および点検等をまとめ、定量目標に対する評価や施策の実施状況、課題についての検討を行い、必要に応じて推進会議に報告します。

推進会議は、報告があった場合、各種施策ならびに環境にかかわる事業の専門的事項の検討、総合的な調整を行います。

(2) 点検・評価の公表

事務局は、定量目標の達成状況や各種施策の進捗状況等の結果について、市ホームページや広報誌を通じて市民や事業者に対して広く公表します。

(3) 計画の見直し

本計画は令和7年度を目標とした計画です。しかし、今後の社会情勢や環境問題の変化、技術革新などの状況等に適切に対応するため、概ね5年を目途に計画の見直しを行うものとしており、今般、本計画の見直しを行いました。

